

第2期清須市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

清須市

はじめに

我が国の急速な少子化の進行や核家族化、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境は著しく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、清須市では、平成27年度に「子ども・子育て関連3法」の制定を受けて、「清須市子ども・子育て支援事業計画」（第1期）を策定しました。「みんなが担い手 みんなで子育てのまち～明日を創る子ども達とともに きよす～」を基本理念に、すべての子ども達が、安全・安心に、そして子どもの人権が大切にされ、いつも笑顔で健やかに育つことができるよう、また、子育ての喜びを誰もが実感できるまちづくりを目指してまいりました。

この基本理念を継承しつつ、このたび、令和2年度から令和6年度までの5か年を期間とする「第2期清須市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。新たな計画には、子どもの貧困対策や令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化の制度を踏まえ、施設の充実を図るなどの子育て支援策を盛り込んでいます。

清須市では、愛知県下の出生率において、平成29年次は第1位、平成30年次は第2位と高く推移しています。これからも様々な社会情勢の変化や、多様な保育ニーズに対応しながら、子育て支援に関わる施策の充実を図り、計画の理念である「みんなが担い手 みんなで子育てのまち」を目指してまいります。このプランの実現に向けては、家庭、地域住民、企業、学校、行政などが相互に連携を図り、支え合いながら計画の推進に努めてまいります。明日の清須を担う子どもたちのために、皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査やワークショップ、グループヒアリング、パブリックコメント等にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご審議をいただきました「清須市子ども・子育て審議会」の委員の皆様、並びに関係者の皆様には心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

清須市長 永田純夫



目 次

■第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
■第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による清須市の状況	3
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要	10
3 グループヒアリング及びワークショップの結果の概要	17
4 清須市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況・評価	24
5 現状・課題のまとめと今後の方向性	25
（1）教育・保育環境の充実	25
（2）子育て支援体制の充実	25
（3）仕事と子育ての両立の支援	27
（4）子どもの貧困対策	29
■第3章 計画の基本理念と基本目標	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	32
3 施策体系	33
■第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業量の見込みと確保方策	35
1 教育・保育提供区域の設定	35
2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、 実施時期について	37
■第5章 具体的な施策の展開	57
基本目標その1 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る	57
（1-1）安心して妊娠・出産ができるための支援	57
（1-2）乳幼児の健やかな成長支援	60

基本目標その2 育児のための相談事業の充実と親支援への取組みの実施	64
(2-1) 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実	64
(2-2) 子育て交流・地域コミュニティづくり	67
基本目標その3 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援	70
(3-1) 心豊かで創造性を育む教育の推進	70
(3-2) 子育て世代の社会参加の支援	74
(3-3) 子育て支援サービスの充実	76
基本目標その4 様々な支援体制の構築と安心安全なまちづくり	79
(4-1) 児童虐待への対応	79
(4-2) 障がいのある児童の育成環境の充実	81
(4-3) 子どもを守る取組みの推進	84
基本目標その5 子どもの貧困対策・ひとり親への支援	85
(5-1) 生活支援の充実	85
(5-2) ひとり親への支援	86
(5-3) 子育て家庭への経済的支援の充実	87
■第6章 計画の推進体制	89
1 計画の周知と進行管理	89
2 推進体制	89
■資料編	91
1 清須市子ども・子育て審議会条例	91
2 子ども・子育て審議会委員一覧	93
3 計画策定の経緯	94
4 パブリックコメント実施結果	96
5 用語解説	102

第1章 計画の基本的な考え方

■第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

我が国は、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。特に首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。

このような状況の中、本市では平成16年に「次世代育成支援行動計画」を、平成22年には「清須市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

更に平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の制定をうけて、「清須市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定しました。この計画は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を盛り込んだ5か年計画となりました。

そして国は、平成29年に「子育て安心プラン」を公表するとともに、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、「子ども・子育て支援法」の一部を改正し、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度「子育てのための施設等利用給付」を創設しました。また、この令和元年10月1日からは幼児教育・保育の無償化の制度が始まり、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳～5歳児（小学校入学前まで）と、住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料が無料となっています。

本市では、こうした法律の改正等を受けて、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を見直し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量などを踏まえ、「第2期清須市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の子育て支援策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定される市町村行動計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく市町村計画として位置付け、一体のものとして策定します。

また、本計画は、上位計画である「清須市第 2 次総合計画」、その他関連計画が定める子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 か年を計画期間とします。毎年度に見直しを行い、計画最終年度である令和 6 年度には、第 3 期計画の策定を行います。

【計画期間】

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
策 定	第 1 期清須市子ども ・子育て支援事業計画					第 2 期清須市子ども ・子育て支援事業計画					第 3 期清須市子ども ・子育て支援事業計画				
					策定					策定					策定

4 計画の策定体制

本計画にあたっては、清須市子ども・子育て審議会を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ策定・検討しました。

また、審議会の他に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施並びに子育て世代と子育て支援者の声を直接聞くための「ワークショップ」、「グループヒアリング」等を開催し、本計画を策定しています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

■第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

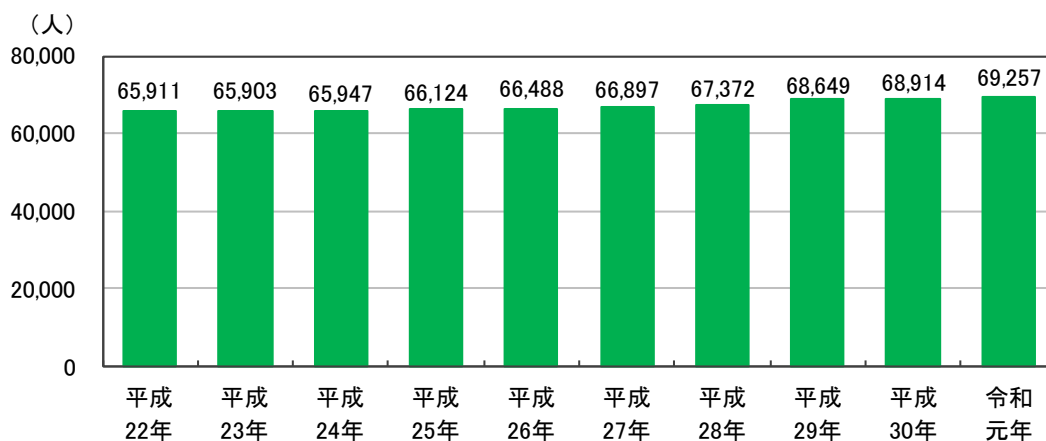
1 統計による清須市の状況

(1) 人口の推移と世帯数

平成22年から平成30年までの人口推移をみると、平成24年以降は増加傾向にあります。

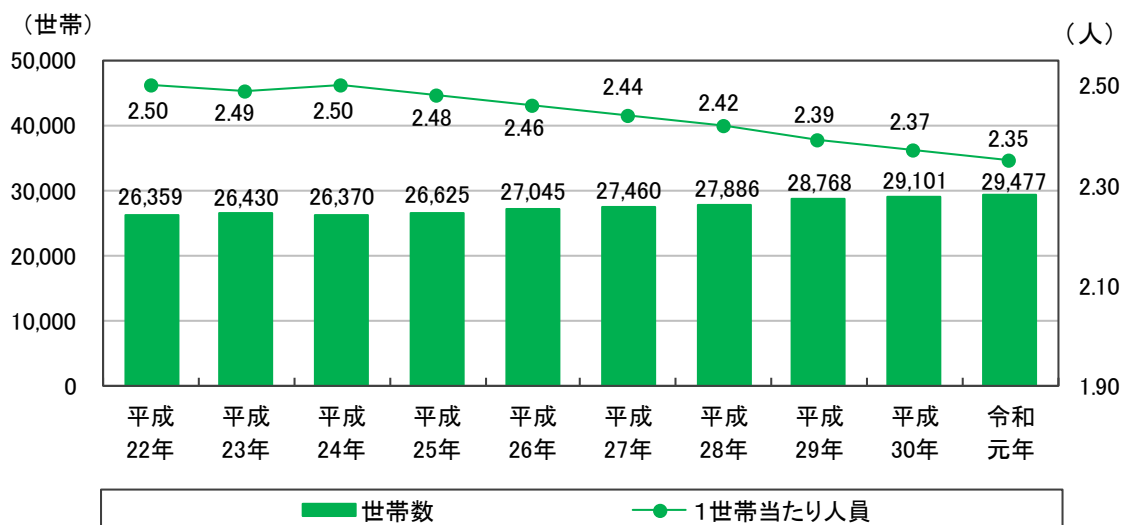
また、世帯数も増加傾向で推移していますが、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。全体的にみると、世帯数の増加と1世帯当たり人員の減少がみられ、世帯規模の縮小傾向が見られます。

■清須市の人口の推移



資料：清須市住民基本台帳（各年10月1日時点）
※外国人登録者を含む

■清須市の世帯数と1世帯当たり的人数



資料：清須市住民基本台帳（各年10月1日時点）
※外国人登録者を含む

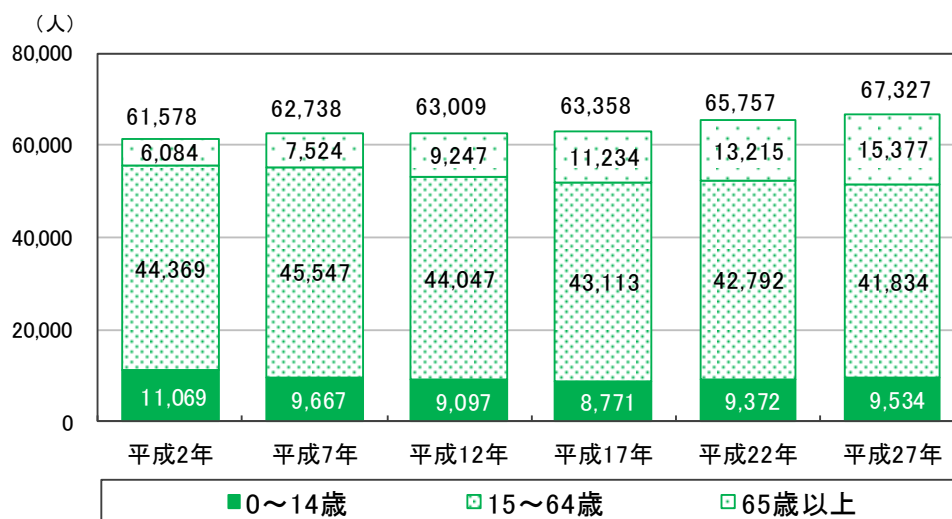
(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、0歳～14歳の年少人口は平成17年までは減少し、その後は概ね横ばい傾向にあり、15歳～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口は増加しています。

特に、老年人口をみると、平成2年では65歳以上が占める割合（高齢化率）は9.9%でしたが、平成22年以降においてはその割合が20%を超え年々増加しており、住民の5人に1人が65歳以上の高齢者になっています。

一方で、年少人口をみると、平成2年から平成17年までは減少傾向でしたが、平成22年からは、増加しています。

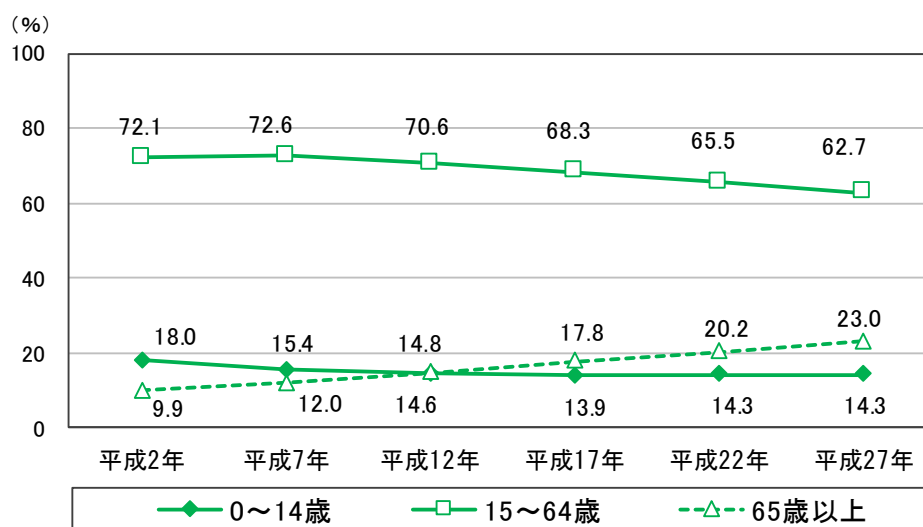
■年齢3区分別人口構成



※年齢不詳者がいるため、各年齢区分の合計と総数は一致しない

資料：国勢調査

■年齢3区分別人口構成比

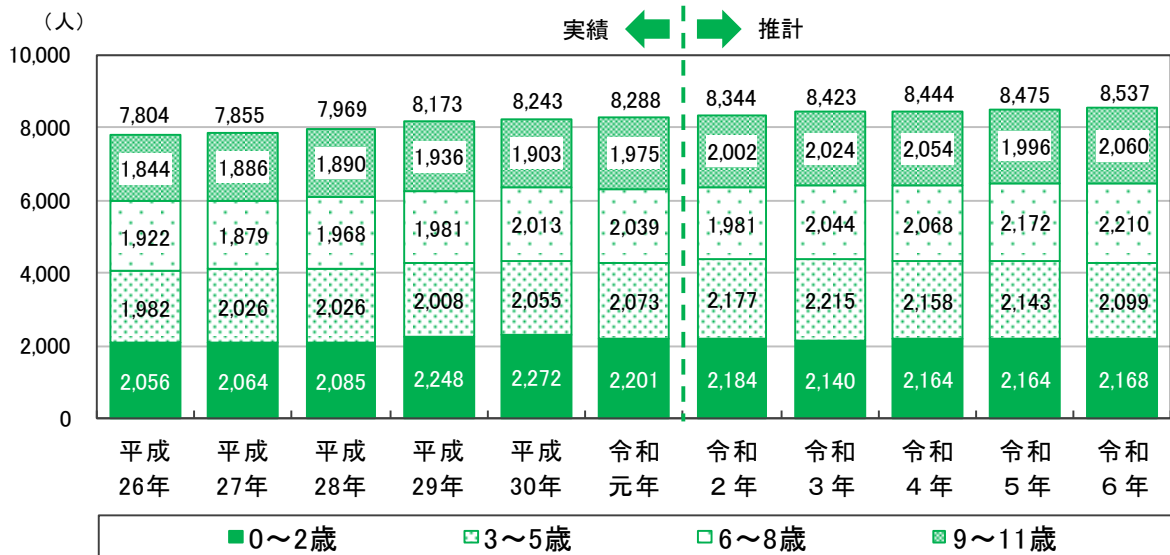


資料：国勢調査

(3) 児童人口の推移

0～11歳の人口は、平成26年から令和元年まで微増傾向にあります。今後も出生数が大きく変わらない場合、0～11歳の人口は微増することが予想されます。

■ 0歳～11歳の人口推移と推計



※過去5年の住民基本台帳人口、母親の年齢階級別の出生率を用いたコーホート要因法

資料：清須市住民基本台帳（各年10月1日時点）

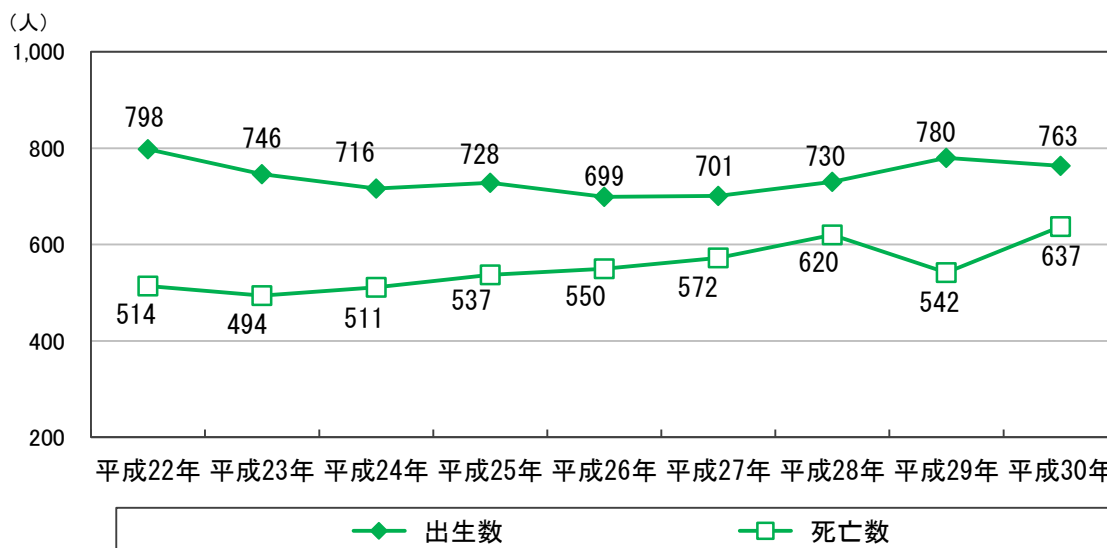
(4) 出生数・死亡数の推移

平成 22 年から平成 30 年までの出生数・死亡数をみると、出生数が死亡数を上回る自然増の傾向となっています。

出生数については、平成 26 年度までは減少していましたが、平成 27 年以降は増加傾向にあります。最も少ない平成 26 年の 699 人と比べると、平成 30 年は 64 人多くなっています。一方、死亡数については、平成 29 年で減少しましたが、ゆるやかに増加しています。平成 30 年は、637 人と、最も少ない平成 23 年の 494 人と比べると、143 人多くなっています。

出生率については、本市は毎年全国と愛知県を上回っていましたが、平成 29 年次には、11.4 と全国 (7.6)、愛知県 (8.4) を上回り、愛知県内の順位では 1 位に、平成 30 年次も 2 位となっています。

■ 出生数・死亡数の推移



資料：愛知県衛生年報

■ 清須市の出生率の推移等

(人口千対)

	平成25年次	平成26年次	平成27年次	平成28年次	平成29年次	平成30年次
清須市	11.0	10.5	10.4	10.8	11.4	11.0
愛知県	9.2	8.9	9.0	8.8	8.4	8.4
全国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4

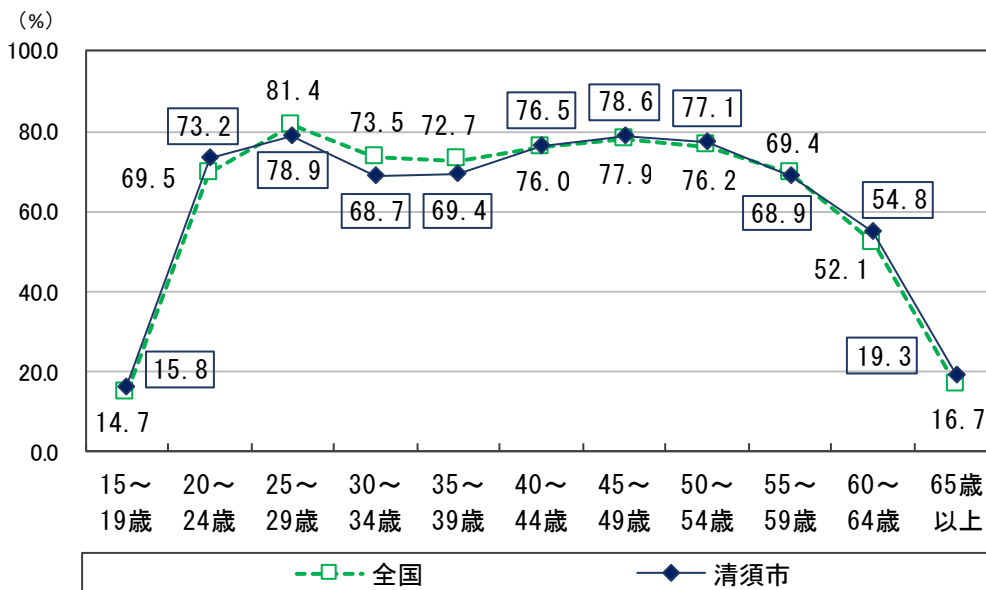
※出生率は人口 1,000 人当たりにおける出生数

資料：人口動態統計

(5) 女性の就業率

平成 27 年の国勢調査における女性の労働力率をみると、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。平成 27 年の国勢調査における本市と国の値を比べてみると、25 歳から 39 歳の間は就業率が全国値と比べ低くなっています。しかし、それ以外の年齢区分においてはほぼ全国値よりも高い率となっています。

■女性の労働力率 (◆ 数字が清須市)

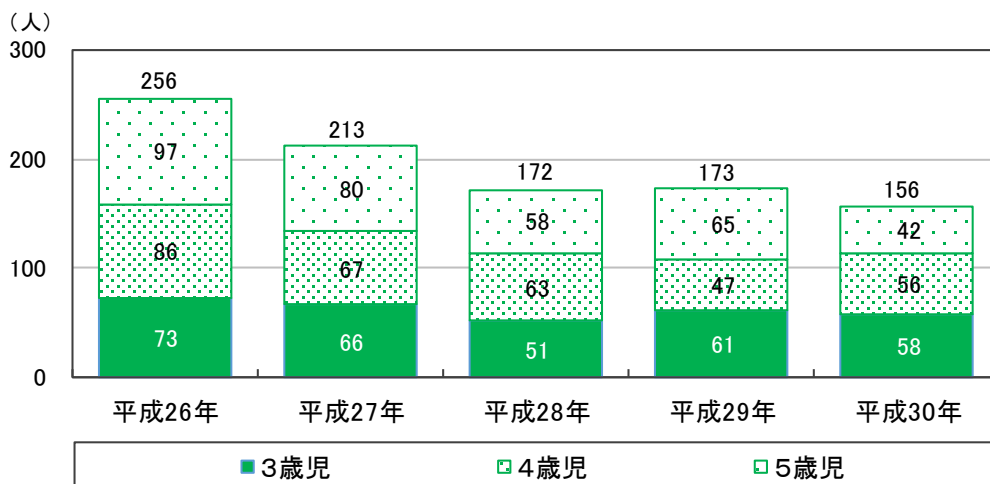


資料：平成 27 年国勢調査

(6) 公立幼稚園の入園児童数の推移

公立幼稚園の入園児童数の推移をみると減少しています。これは、平成 28 年度に公立幼稚園を 1 園廃園したことによるものです。

■市立幼稚園の入園児童数

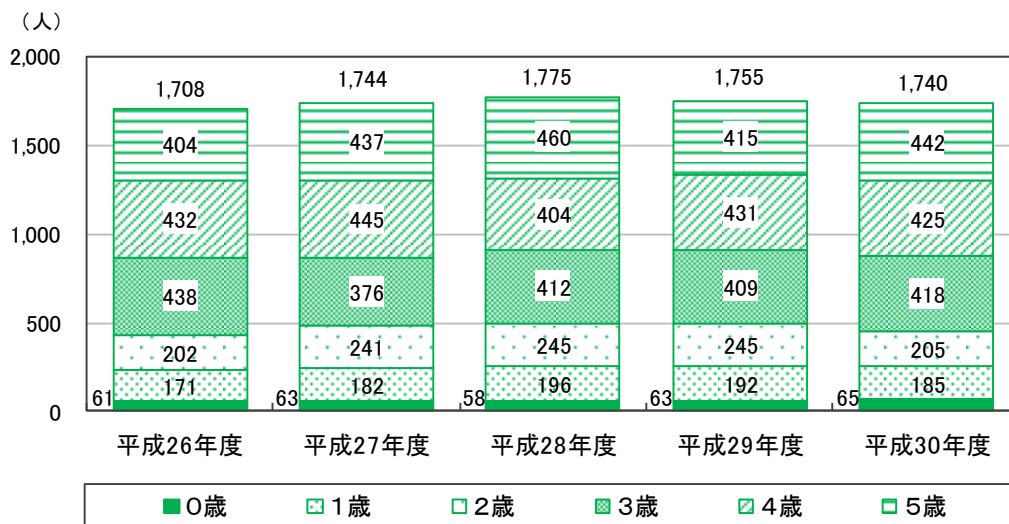


資料：学校教育課

(7) 保育園児数の推移

保育園等園児数の推移を見ると、ゆめのもりこどもえんを開園したことにより平成28年度をピークに増加しております。また、平成27年度以降の園児全体に対する3歳未満児数は、高い比率を維持しています。

■年齢別保育園児数の推移

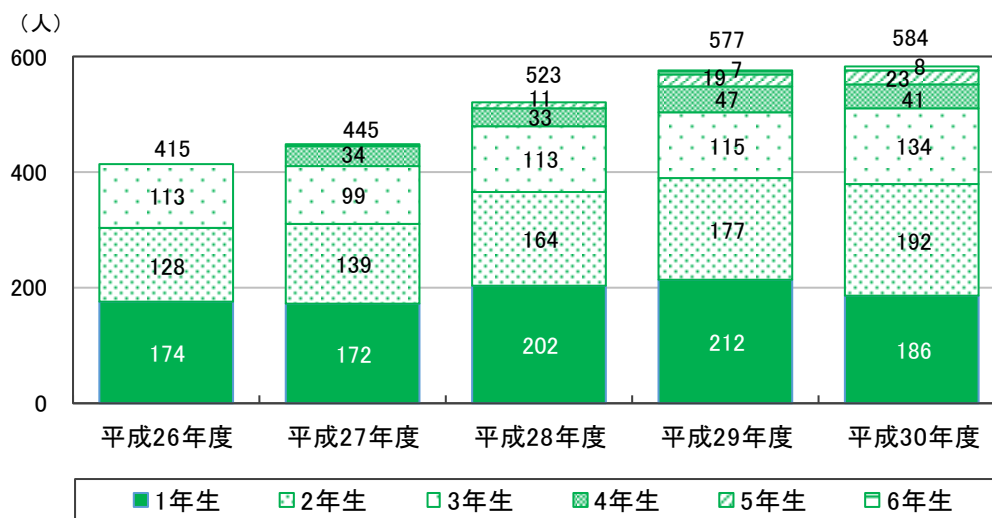


(8) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用人数を見ると、増加傾向となっています。

平成27年度から小学校4年生以上も対象児童として拡充しましたが、依然として小学校1年生～3年生の低学年が利用者のほとんどを占めています。

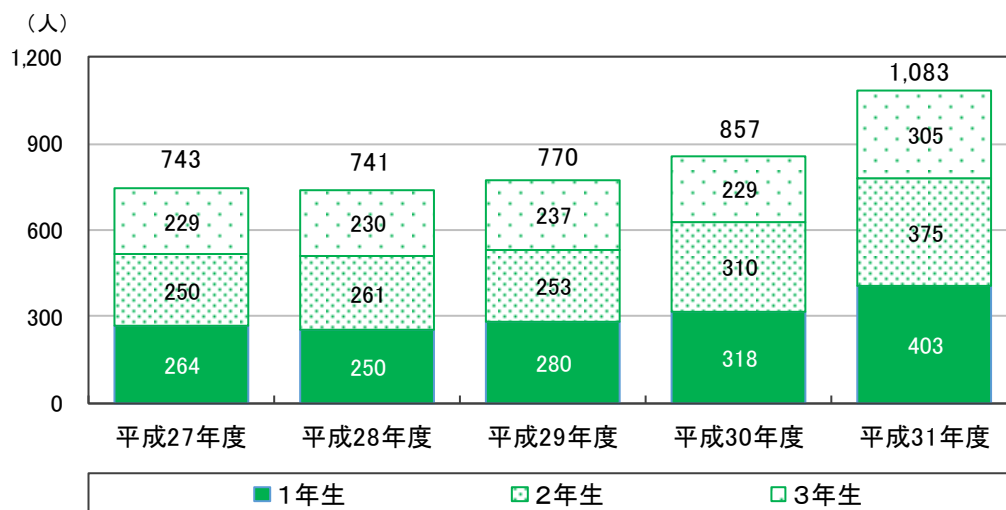
■放課後児童クラブ利用者数の推移



(9) 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は平成 21 年モデル校から始まり、徐々に増え、平成 31 年度からは小学校全 8 校で開設しています。利用人数を見ると増加傾向となっています。

■放課後子ども教室利用者数の推移



資料：学校教育課

2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査概要

- 調査地域 : 清須市全域
- 調査対象者 : 清須市在住の「就学前児童」の保護者（就学前児童調査）
: 清須市在住の「小学生」の保護者（小学生児童調査）
- 調査期間 : 令和元年6月26日～7月10日

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	2,000	1,018	50.9%
小学生児童	1,000	484	48.4%
合計	3,000	1,502	50.1%

- 調査方法 : 郵送による配布・回収

■ 調査内容

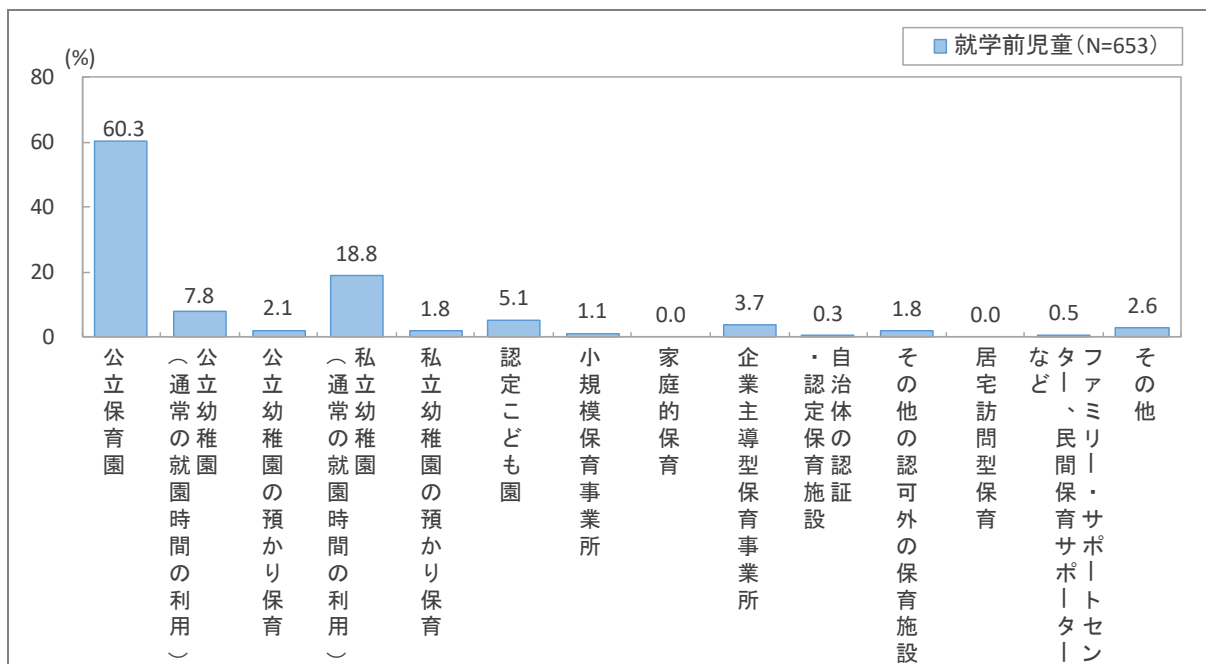
1 調査対象者の属性	
1	お住まいの地域について
2	お子さんとご家族の状況について
3	子どもの育ちをめぐる環境について
2 就学前児童・小学生児童共通項目	
1	保護者の就労状況について
2	病気の際の対応について
3	不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
4	お子さんの泊りがけでの預かりについて
5	お子さんの放課後の過ごし方について
6	子育て環境や支援などについて
3 就学前児童個別項目	
1	平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
2	地域の子育て支援事業の利用状況について
3	土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について
4	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

(2) 結果概要

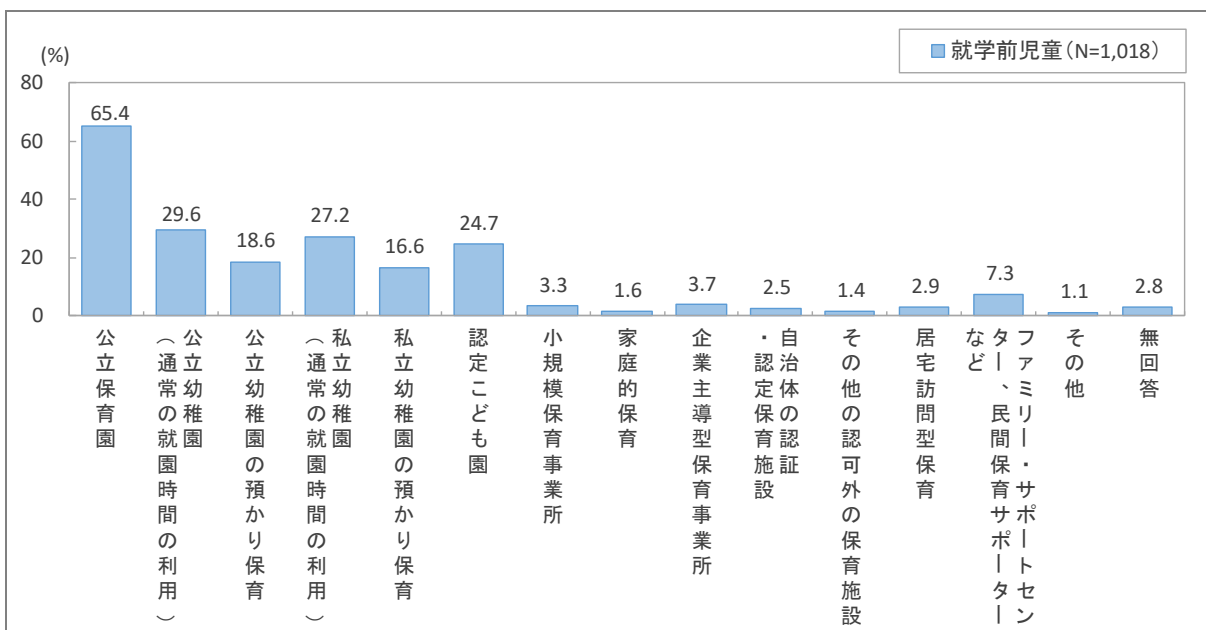
① 公立幼稚園や認定こども園等を望む教育ニーズについて

「公立幼稚園」については、現在利用しているが7.8%で、今後の利用意向が29.6%、「認定こども園」については現在の利用が5.1%で、今後の利用意向が24.7%となっており、教育ニーズが高まっていることがわかります。

ア. 現在の平日の教育・保育事業の利用状況及び今後の利用希望（就学前児童）



イ. 今後の平日の教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

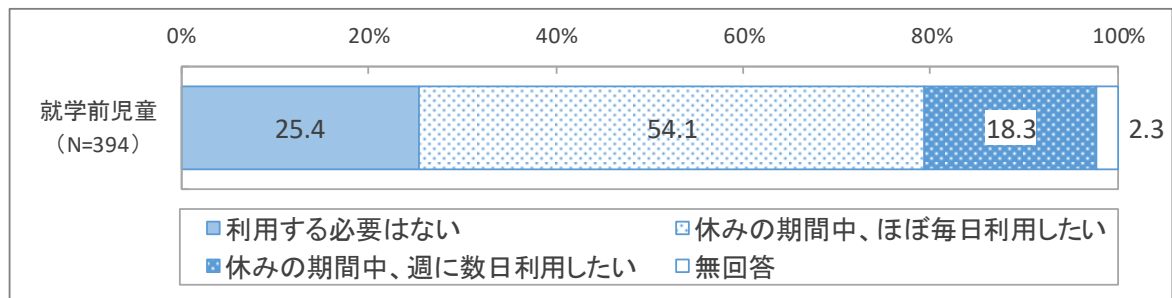


②長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

保育園の利用者において、長期休暇期間中の教育・保育事業利用意向をみると「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が54.1%とニーズが高くなっています。

■夏休み・冬休みなど長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

※保育園を利用している方のみ

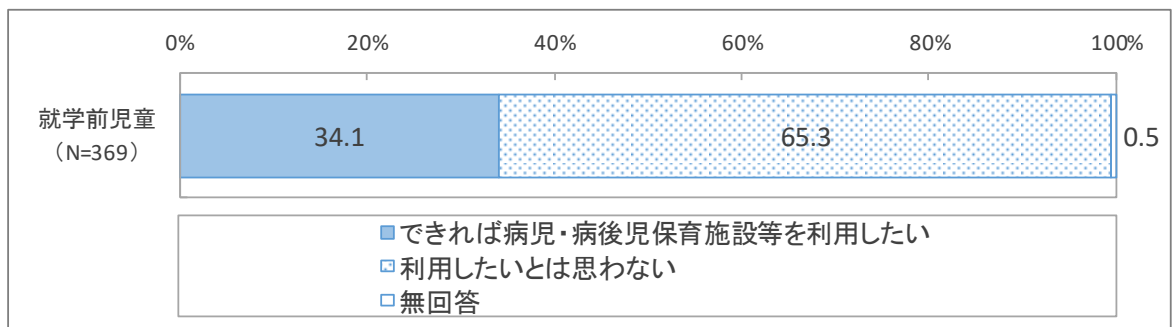


③病児・病後児保育事業の利用意向について

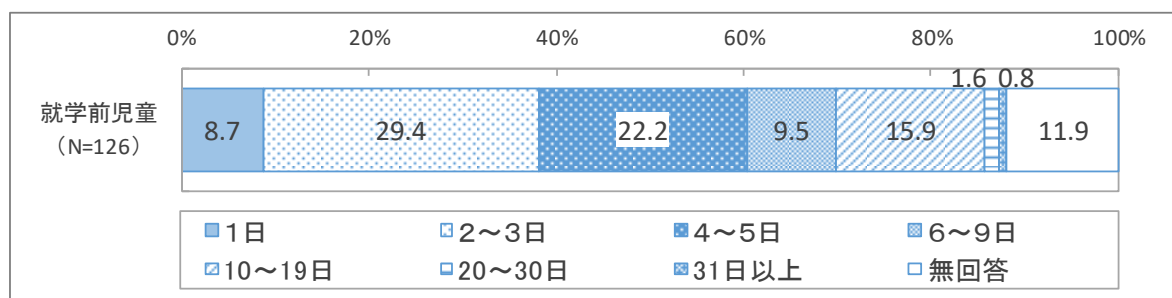
子どもが病気になった場合に、預けることが可能な病児・病後児保育事業を「できれば利用したい」が34.1%となっており、利用希望日数については年間で10日以上利用したい割合が約20%と高いニーズが見られます。

■「病児・病後児保育事業」の利用希望（就学前児童）

※「(就労している)母親、または、父親が仕事を休んで見た」を選んだ方のみ



■「病児・病後児保育事業」の利用希望日数（年間）

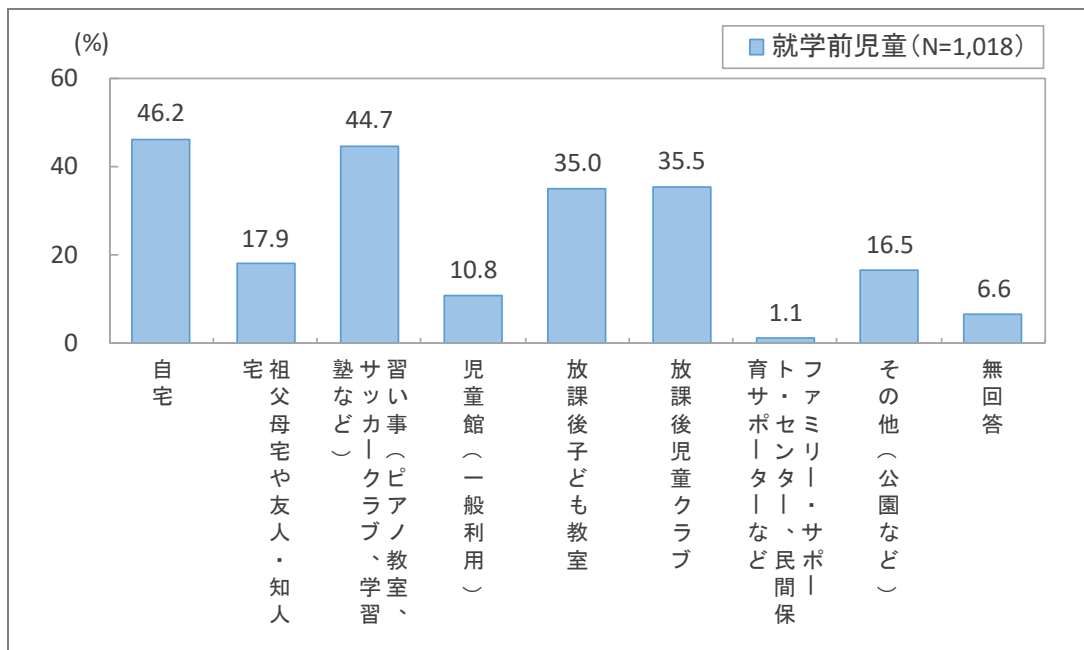


④放課後の過ごし方（放課後児童クラブ、児童館の利用等）について

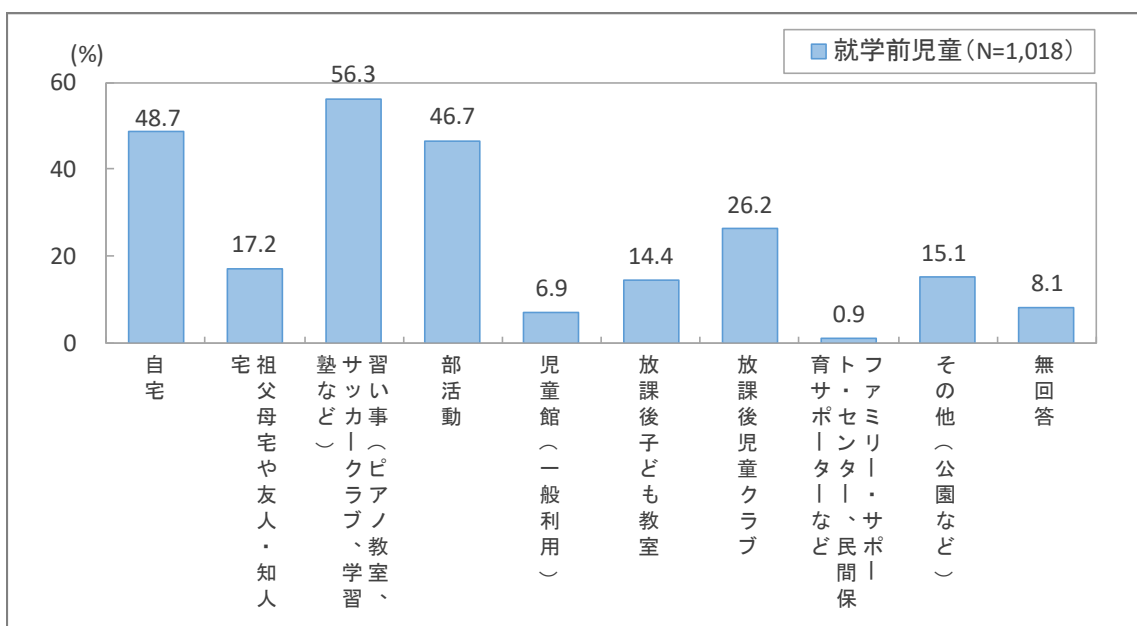
放課後の過ごし方についての希望を見ると、低学年のうちには放課後子ども教室が35.0%、放課後児童クラブが35.5%と、一定の利用意向はあるものの、高学年になると部活動や習い事などの割合が高くなるため、放課後児童クラブは26.2%にとどまっています。高学年からは、部活動や習い事など、子どもを新たな知識や技術の習得ができる場で過ごさせたいという保護者の意向がうかがえます。

■放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか（就学前児童）

【小学校低学年で過ごさせたい場所】



【小学校高学年で過ごさせたい場所】



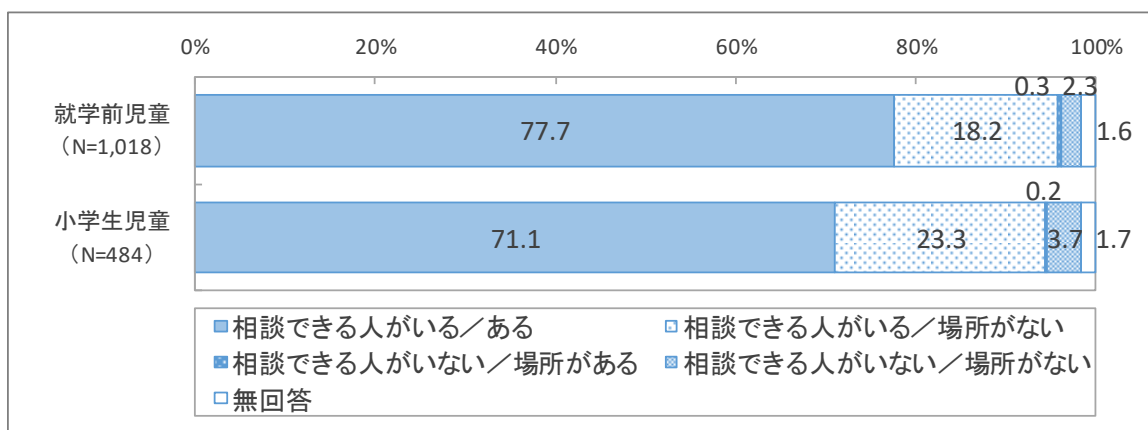
※放課後子ども教室は、現在高学年の利用はできない

⑤相談相手について

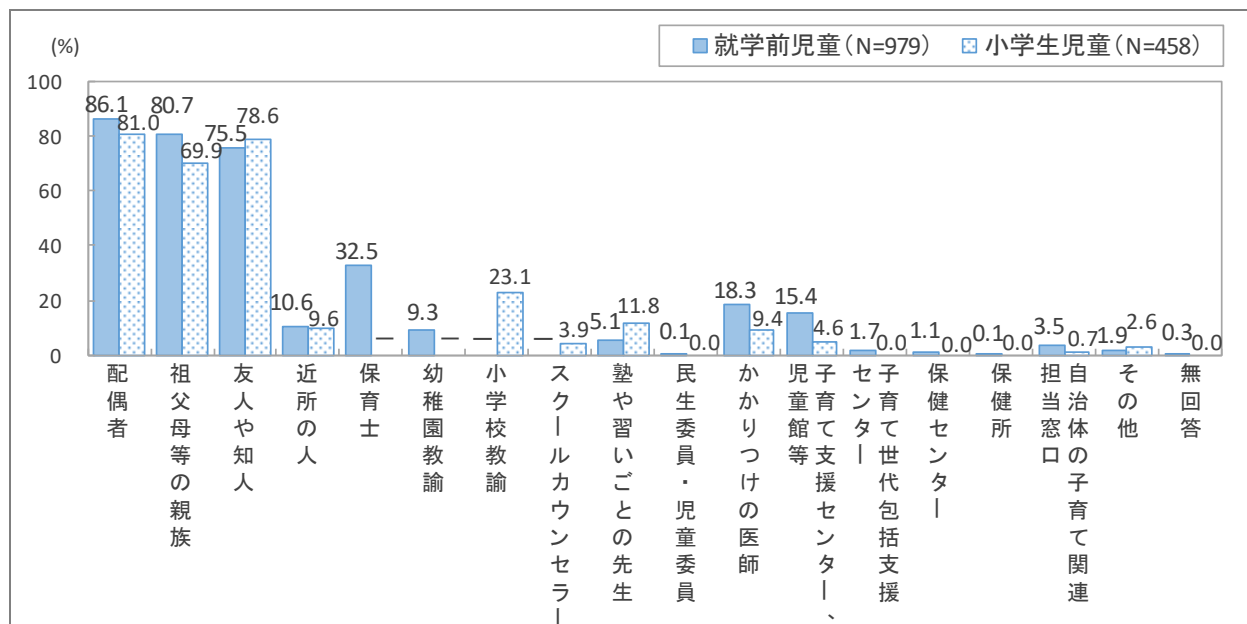
子育てについて気軽に相談できる人や場所の有無については「いる（ある）」が70%以上となっています。「いない（ない）」という人も就学前児童では2.3%、小学生児童では3.7%と少数ながら見られます。

相談先は配偶者、祖父母等などの親族、友人や知人等、身近な人に相談することが多くなっています。民間、公的等の相談相手は就学前児童では「保育士」「かかりつけの医者」「子育て支援センター、児童館等」、小学生児童では「小学校教諭」「塾や習い事の先生」「近所の人」等で相談ニーズが見られます。

■子育てについて、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無
(就学前児童、小学生児童)



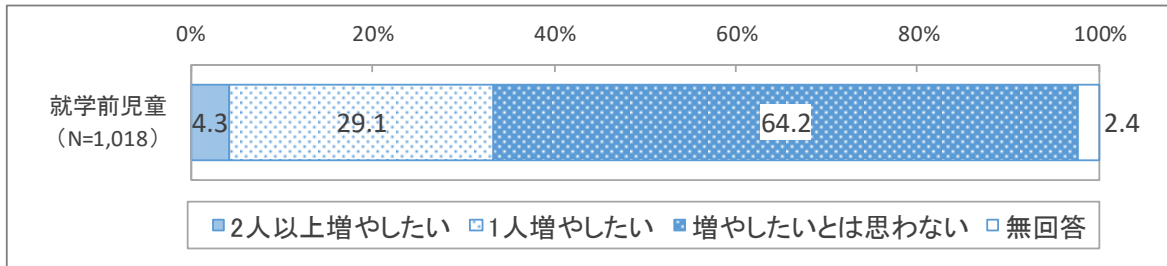
■相談する相手 (就学前児童、小学生児童)



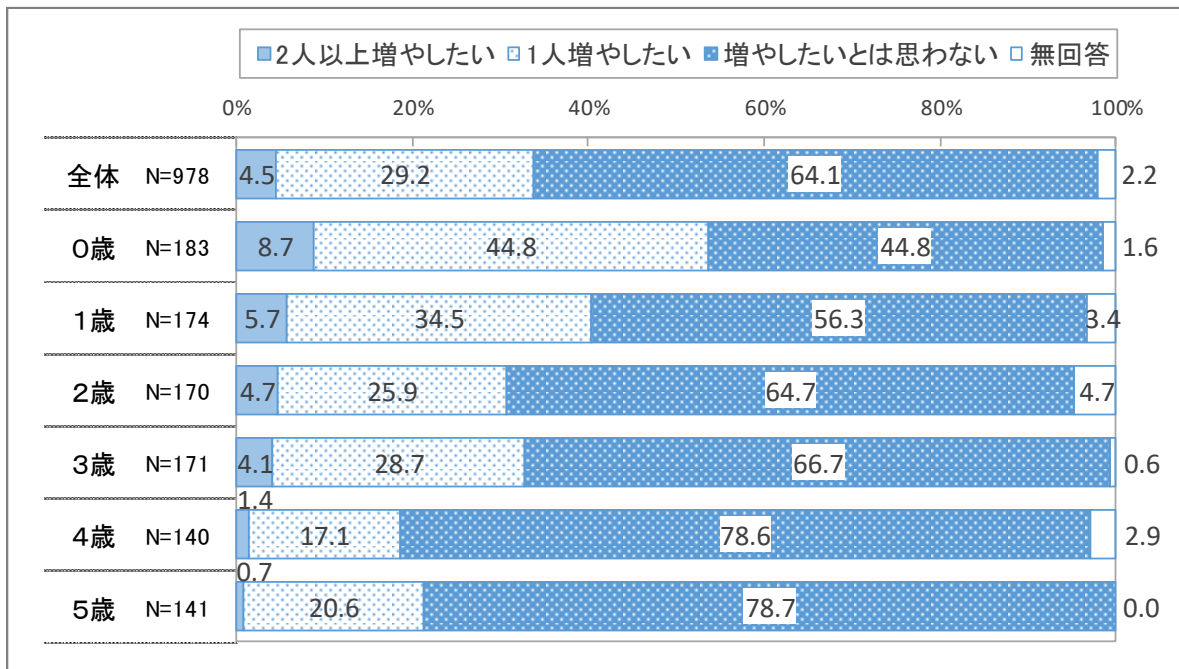
⑥幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化後に子どもの人数を増やしたいかについては、「増やしたいとは思わない」が64.2%と最も多いが、「1人増やしたい」は29.1%、「2人以上増やしたい」は4.3%と「子どもを増やしたい」と考える人は3割を超えています。

■幼児教育・保育の無償化の実現後、子どもの人数を増やしたいか（就学前児童）



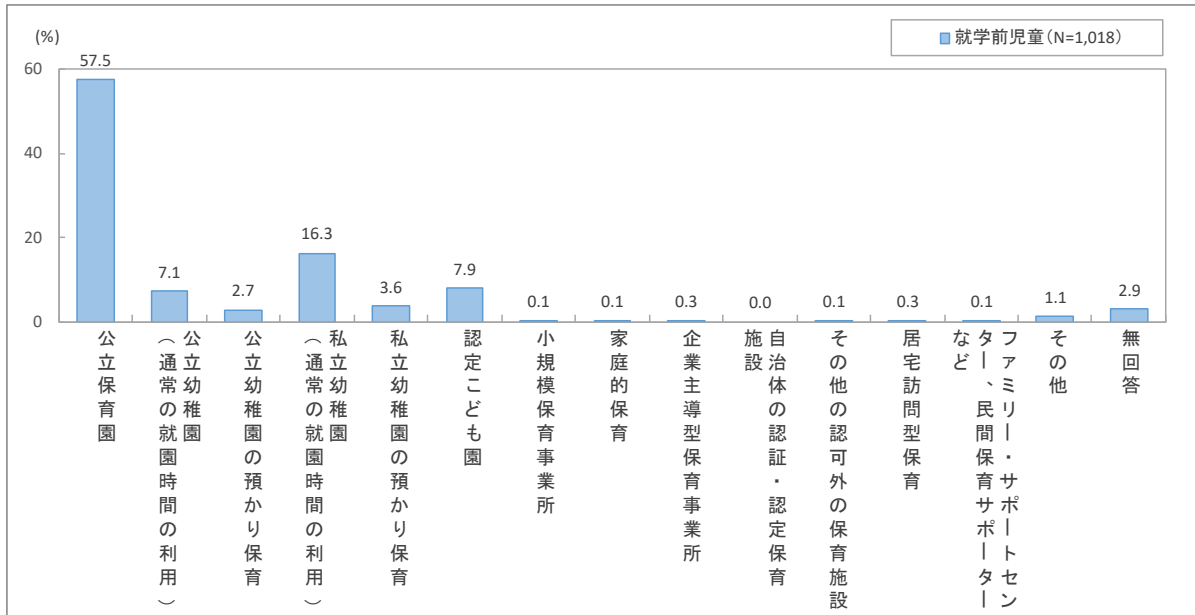
【年齢別】



⑦幼児教育・保育の無償化後に希望する教育・保育事業

幼児教育・保育の無償化後に希望する教育・保育事業は、「公立保育園」が57.5%と最も多く、次いで「私立幼稚園（通常の就園時間の利用）」(16.3%)、「認定こども園」(7.9%)、「公立幼稚園（通常の就園時間の利用）」(7.1%)となっています。

■幼児教育・保育の無償化後に希望する教育・保育事業（就学前児童）



3 グループヒアリング及びワークショップの結果の概要

(1) 調査概要

- 調査目的 : 令和2年度からスタートする「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定のため、子育て支援者及び子育て中の保護者に対し、グループヒアリング並びにワークショップを行うことにより、家庭や身近な地域での子育て状況及び現在の子育てに関する問題や課題を的確に把握することで、行政への要望や意見などを踏まえ、今後の計画策定の基礎資料とする。

■調査対象・実施日時・実施方法

①グループヒアリング

対 象	地域で活動する子育て支援団体・組織等 5 団体 ①子育て新川サポートステーション「タイム」 ②子育てネットワーカー ③保育サポート「えぷろん」 ④「ふぁにいマンマ」 ⑤清須ファミリー・サポート・センターの提供会員
実施日時	令和元年 8 月 30 日 (金)
実施方法	事前に配布したヒアリングシートの回答をもとに、対面にて聞き取りを行った。

②ワークショップ

対 象	市内の子育て支援センターを利用している子とその保護者 10 組
実施日時	令和元年 8 月 23 日 (金)
実施方法	各地区の子育て支援センターごとにグループを作り、意見や要望等を付箋に記入し、その後意見交換を行った。 (内容) 「清須市で子育てする中でいいところ」 「清須市で子育てする中で不安・課題」 「課題を解決するための方法と役割分担」

①グループヒアリングの結果概要（抜粋）

活動の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・団体等への加入者の増員、後継者の育成 ・仕事を持っているため、タイムリーなサポートが困難、活動時間の確保 ・支援が必要な人への情報発信の方法及び参加者の確保 ・自分の急病等緊急時の対応 ・家族間での解決できない問題への対応
子育て全般への意見
<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての環境がそれぞれ異なることから、対応や考え方を柔軟にする必要がある ・支援者の育った時代や環境が異なるため、変化に気付けるよう保護者や支援者の声を聞いたり、情報収集をしている ・最近の親子関係の中で、子どもに関心がない人、逆に過干渉の親等が子どもの自発性（自立）を妨げるケースもあることが心配 ・核家族で共働き家庭において乳幼児を育てることは難しいので、周囲の協力が必要 ・子育て支援事業が充実しすぎており、親子が触れ合うことなく子育てができてしまうのではないか。子どもの成長にとって親子関係が大切であり、勉強できる場の提供があるとよいのではないか
清須市への要望や連携について
<ul style="list-style-type: none"> ・支援者がお互いに連携や情報交換ができる場、並びに交流の機会のできる場の提供 ・行政の縦横の連携をよくすること ・兄弟が同じ園へ入所できるようにすること ・不登校児のための適応教室があるが、移動手段がないと行きにくい ・0～3歳児の入園できる人数の増加 ・一時的に子どもを預かる施設の充実 ・子どもが好き・明るい生活・思いやりのある人・手先が器用など、隠れた才能を持つ人を子育て支援の人材にしていける体制づくり
今後の子育て支援のあり方・今後必要とされる支援について
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中からの切れ目のないサポート及び支援 ・保育所、児童館の充実 ・保育士等の労働状況の改善、向上（保育に携わる人が疲弊することのない環境整備）と人材確保 ・「広報清須」ではなく、子育てに特化した情報誌等の作成 ・障がいのある児をサポートする専門の医療機関が不足 ・妊娠中から子育ての楽しさ等を伝える講座等の開催

②ワークショップで出た「清須で子育てする中でいいところ」

生活環境
<ul style="list-style-type: none">・町の人が子ども連れにとっても優しい・市内のスーパーが、妊婦・子ども連れに優しい・県内出生率 No.1、子どもの数が多い・名古屋市に近接している。①習い事が選べる ②通勤しやすい・小児科専門の病院がある・公園がたくさんあり遊ぶ所が多く、また公園の遊具の種類が多い
公共施設
<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センターの先生がみんな子どもを大切に見てくれる。相談にのってくれる。対応がとてもよい・子育て支援センターなどの母親同士の交流の場があり、たくさんの友達ができた・子育て支援センターの雰囲気良く行きやすい（広くておもちゃもあり安心して遊べる）・子育て支援センター、児童館、清洲総合福祉センターなどの施設が充実している、利用時間も長い、イベントも充実している
公共サービス
<ul style="list-style-type: none">・医療費が中学校卒業まで無料・ファミリー・サポート・センターの方がみんな優しく思いやりがある・安心してファミリー・サポート・センターを利用できる・キヨスマアプリが便利・出産前のパパママ教室を実施している・ランドセルがもらえる

③ワークショップで出た課題と解決策（抜粋）

保育施設・保育の充実	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育園、認定こども園などの選択肢が少ない ・ 幼稚園が1つしかなく、不足している ・ 保育園の受入枠が少ない ・ 部屋の中、園内のみで過ごす日も多い。特色がない ・ 第1子が保育園に通園していたのに、第2子が生まれた時点で保育園を退園しなければいけない ・ 2歳以下は母の育休中に退園になるのはやめて欲しい ・ 保育園の給食が良くない ・ 保育園のイベントが地域で異なっているので統一して欲しい ・ 希望の保育園に入れず、学区外の保育園や兄弟姉妹で違う保育園に通っている人も多い ・ 保育園に入れるか不安（産後や休職中） ・ 未就園児の保育園入所が特に困難 ・ 働きたくても保育園に預けられず働けない ・ 保育園の途中入園が困難
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園、認定こども園の数を増やす ・ 幼稚園の充実 ・ 人口分布調査（市内の地域ごと）→新幼稚園、新保育園の増設 ・ 私立の認可保育園を増やす ・ 認定こども園を増やす ・ 保育、教育の特色をつける ・ 育休退園した人へ優遇措置 ・ 育休中も退園しなくていいようにする ・ 保育士さんの待遇を良くする（給料アップなど） ・ 市外の幼稚園に通う人への保育料の補助

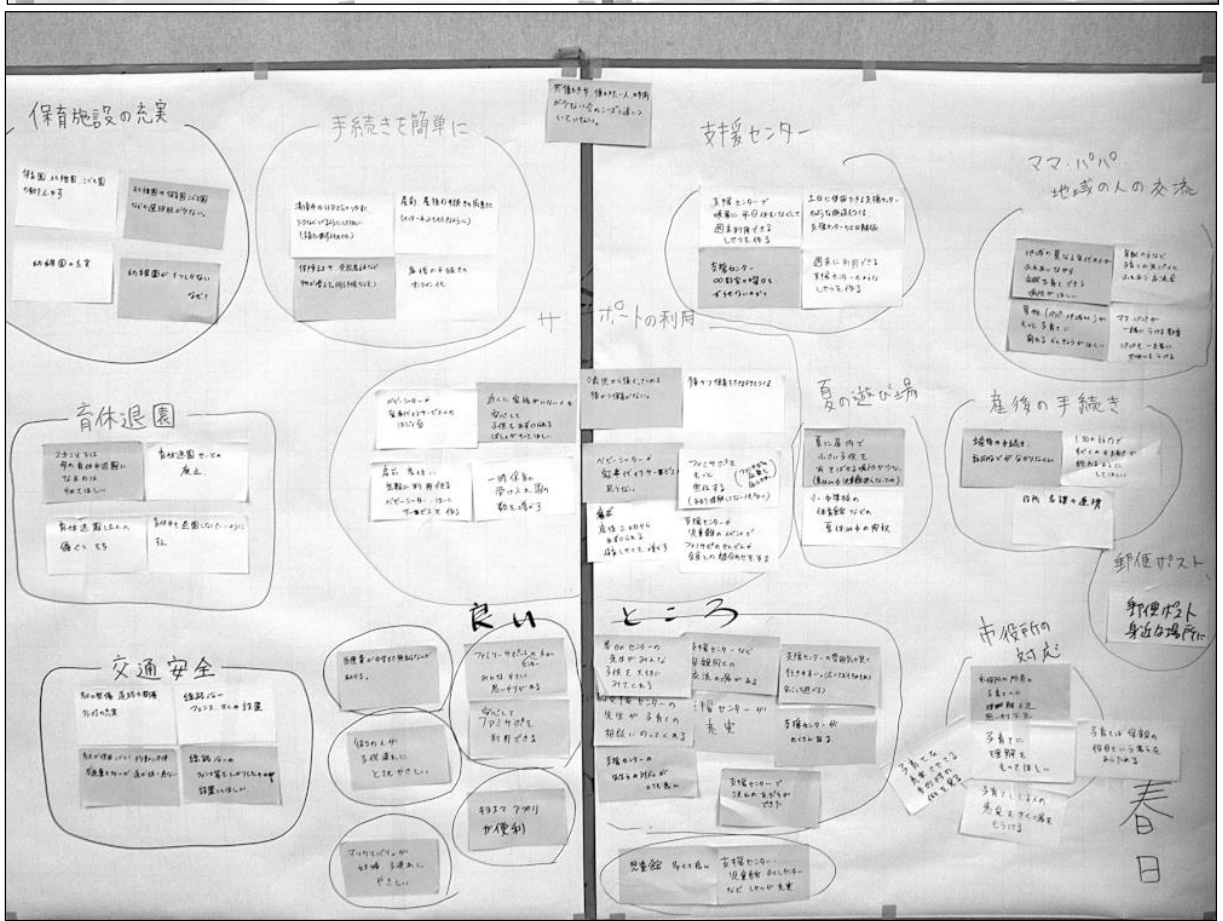
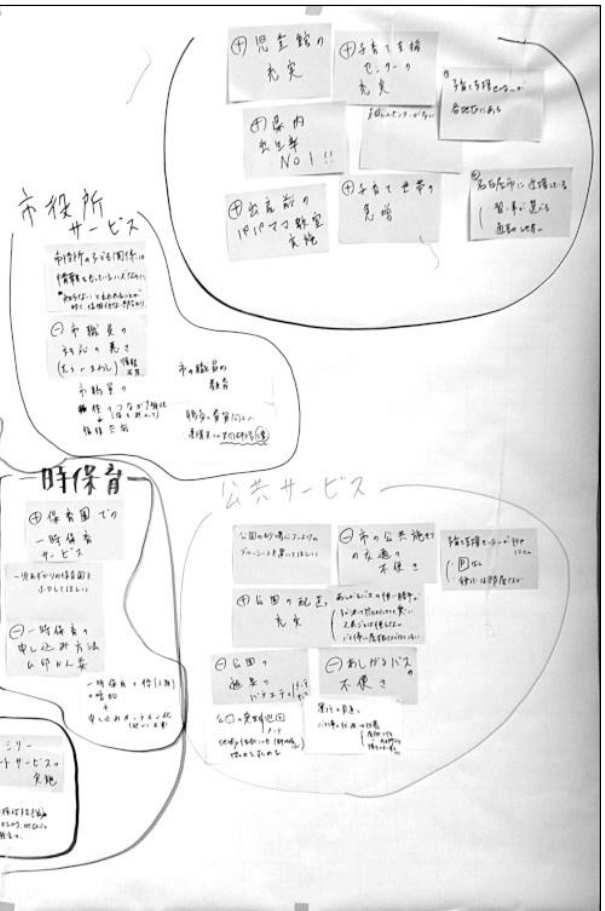
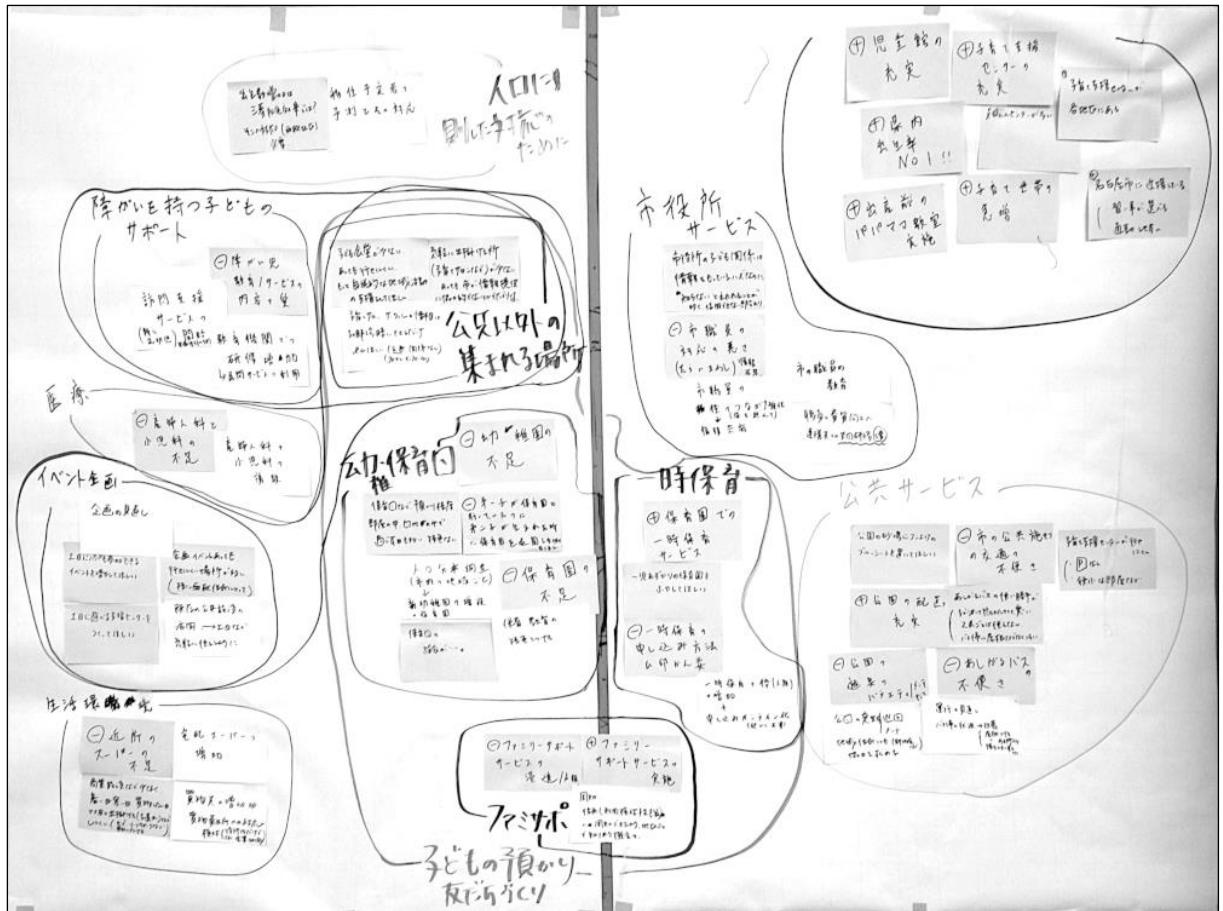


子育て支援センター	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターの行事の時間をずらせないのか？ ・子育て支援センターが行きにくい ①駐車場がない ②狭小な部屋等 ・土日に遊べる子育て支援センターを作って欲しい
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターを順番に平日休むなどして、週末利用できる施設を作る ・土日に利用できる施設を作る ・週末に利用できる子育て支援センターのような施設を作る

公共以外の集まれる場所	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども食堂」が少ない。あっても行きにくい。もっと自発的な地域活動の支援をして欲しい ・気軽に出かける所（子育てサロンなど）が少ない、あっても市が情報提供に協力的ではないためたどりつけない ・親子で気軽に食事ができる場所が欲しい ・未就園児と保育園児が、小学生と一緒に遊べるような施設があるといい ・ふれあい動物園みたいなミニ動物園があるといい
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン、サークルの情報は子の健診時にできるだけたくさん欲しい（公、民関係なく）（フォーマル、インフォーマル） ・施設の充実 ・福祉会館一階の遊具を増やし、食堂を開けて欲しい。または電子レンジが欲しい ・市民センターも子育て施設として活用する（飲食ブース、遊具の設置）

ママ・パパ・地域の人との交流	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の異なる年代の人がふれあいながら子育てできる場所が欲しい ・男性（パパ、地域の人）がもっと子育てに関わる環境が欲しい
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・年配の方など、子育ての先輩とふれあう交流会 ・ママ・パパと一緒に受ける教室。パパも一緒に説明を受ける

障がいのある児童のサポート	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児童教育、サービスの内容と質
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・未満児（～3歳）も含め、訪問支援サービスの開始（特に乳幼児） ・教育機関での研修増加 → 民間サービスの利用



支援センター

- 支援センターが充実している
- 支援センターのイベントが多い
- 支援センターの利用時間長い

公園の格差

- 場所の公園は広場・池・遊具
- 遊歩帯が広くある
- 公園が広くて草刈りをする
- 公園が広くて遊具が多い
- 公園の遊具の種類が多い
- 公園の遊具の種類が多い
- 照明を増やす

環境

- 氷害が不安
- 氷はけを良くする

保育園 幼稚園の課題

- 幼稚園が小さい・保育園の入れ込みがつかない
- 保育園に入学しない
- 保育園の希望年齢に満たない
- 保育園に入学しない
- 保育園の希望年齢に満たない
- 保育園の希望年齢に満たない
- 保育園の希望年齢に満たない
- 保育園の希望年齢に満たない

医療

- 小児科専門の病院がある
- 医療費が、中学校卒業まで無料

小学校の課題

- 小学校の生徒数にバラバラがある
- 学区の分け方を見過す

課題

- 高齢者の利用
- 高齢者の利用
- 高齢者の利用
- 高齢者の利用
- 高齢者の利用
- 高齢者の利用
- 高齢者の利用
- 高齢者の利用

良いこと

- ランニングが出来る
- 子供の数が少ない
- 電話が相談できる

希望

- 二つの階級の区別を無くす
- 施設の利用
- 親子で楽しむイベントがある
- 親子で楽しむイベントがある
- 親子で楽しむイベントがある
- 親子で楽しむイベントがある
- 親子で楽しむイベントがある
- 親子で楽しむイベントがある

4 清須市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況・評価

4つの基本目標に基づき、施策・事業毎に担当各課が5段階評価を行い、施策の実施状況をとりとめています。全体では、4点が多くなっていますが、今後も評価を向上させるために、各課が施策・事業の充実に取り組んでいく必要があります。

【評価基準】

5：評価できる 4：まあ評価できる 3：あまり評価できない
2：評価できない 1：未実施

基本目標（項目数）	施策体系の評価基準における合計点数					
	5	4	3	2	1	計
1. 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る（24）	25	60	12	0	0	97 (4.0)
1-1 安心して妊娠・出産ができるための支援（10）	5	24	9	0	0	38
1-2 乳幼児の健やかな成長支援（14）	20	36	3	0	0	59
2. 育児のための相談事業の充実と親支援への取組みの実施（21）	30	48	6	0	0	84 (4.0)
2-1 子育て交流・地域コミュニティづくり（13）	15	32	3	0	0	50
2-2 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実（8）	15	16	3	0	0	34
3. 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援（34）	25	108	6	0	0	139 (4.1)
3-1 心豊かで創造性を育む教育の推進（18）	10	56	6	0	0	72
3-2 子育て世代の社会参加の支援（4）	0	16	0	0	0	16
3-3 子育て支援サービスの充実（12）	15	36	0	0	0	51
4. 様々な支援体制の構築と安全安心なまちづくり（30）	0	112	3	0	0	115 (3.8)
4-1 児童虐待への対応（7）	0	28	0	0	0	28
4-2 ひとり親への支援（5）	0	20	0	0	0	20
4-3 障がいのある児童の育成環境の充実（14）	0	48	3	0	0	51
4-4 子どもを守る取組みの推進（4）	0	16	0	0	0	16
総 計	80	328	27	0	0	435 (4.0)

（計 上段：合計値、下段：平均点）

5 現状・課題のまとめと今後の方向性

アンケート調査結果並びに子育て支援者へのグループヒアリングや住民参加のワークショップ等の市民の意見を踏まえ、本市の主な課題について整理しました。

(1) 教育・保育環境の充実

現状と課題

子ども・子育て支援法では、教育・保育の向上が、目的の一つとされています。そのため、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ等を充実し、より安定的な教育・保育基盤を整備することが求められています。

子育てワークショップでは、西枇杷島地区を中心とした人口急増による保育園の不足、兄弟姉妹で異なる保育園に通っている等の課題が指摘されていました。また、ニーズ調査の結果では、公立幼稚園や認定こども園について、現状の利用割合に対し、今後の利用希望のニーズが高いことから、教育ニーズへの対応も大きな課題といえます。

本市の出生率は11.0（平成30年次）と県内でも高く推移していることから、更なる教育・保育基盤整備の充実を図る必要があります。

(2) 子育て支援体制の充実

現状と課題

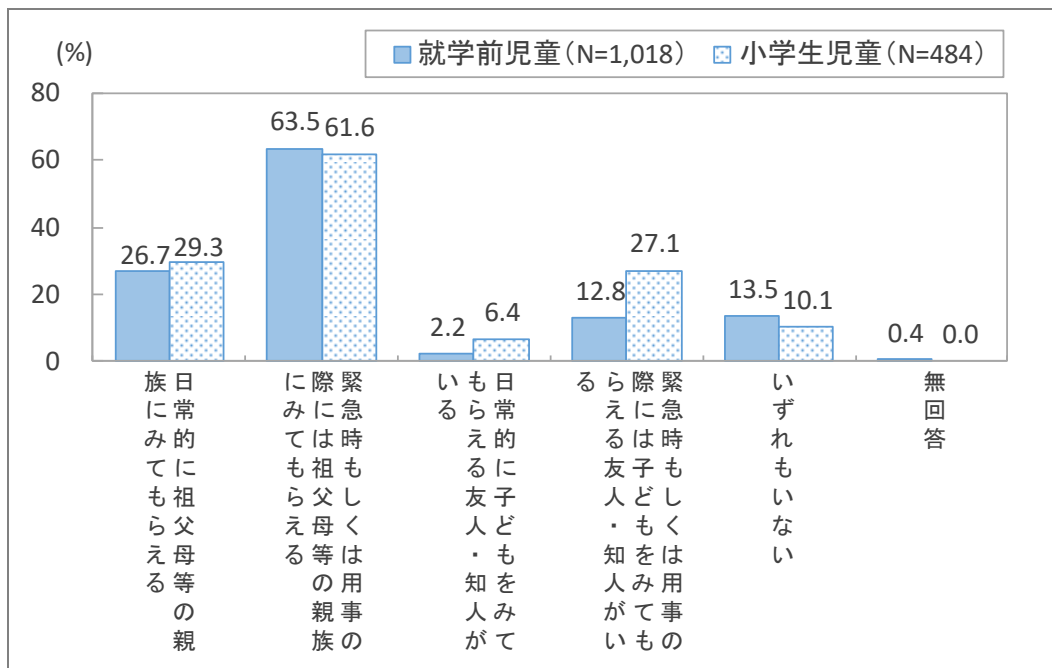
子育て環境についてのアンケート結果では、多くの家庭で日常的に祖父母等の親族にみてもらえる、又は緊急時や用事の際には支援が受けられる環境にありますが、お子さんを見てもらえる親族・知人はいないという回答も就学前児童及び小学生児童の家庭で約1割程度見られます。このような結果を踏まえ、すべての子育て家庭で安心して子育てができるよう、子育てに関する相談や様々な支援体制づくりを進めていく必要があります。

本市には、地域で活動する子育て支援の団体があり、子育て支援体制の充実には欠かせない存在となっています。今後も活動がスムーズにできるように、団体が抱える課題を行政と連携して一緒に解決していくことも必要となります。

また、子育てワークショップでは、子育て支援センターは「安心して遊べる場所」、「母親同士の交流の場所」として高く評価されていましたが、新たなニーズとして土日の利用希望があり、今後更なる充実を図る上での課題といえます。

また、本市の総合相談窓口として、妊娠・出産期から子育て期にわたる相談や支援をワンストップで行なう「子育て世代包括支援センター」が開設されており、安心して子育てをしていただくため、子育て世代包括支援センターの認知度向上と利用の促進を図る必要があります。

■親族、知人の子育て支援の有無



(3) 仕事と子育ての両立の支援

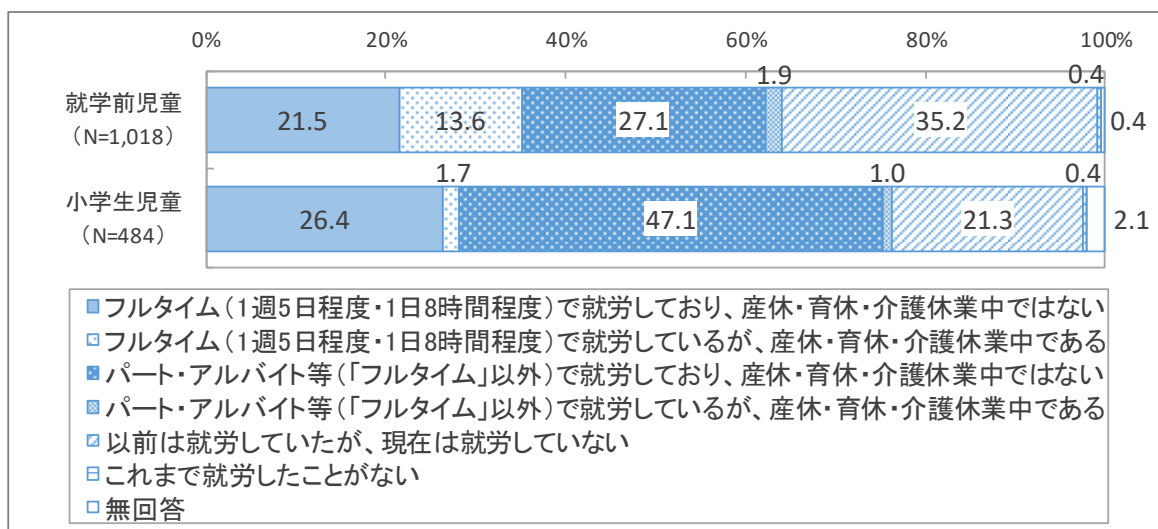
現状と課題

社会経済状況等の変化により、共働きの家庭が増加しており、保護者が男女を問わずとなく子育てに向き合い、それを支援する職場づくりが求められます。

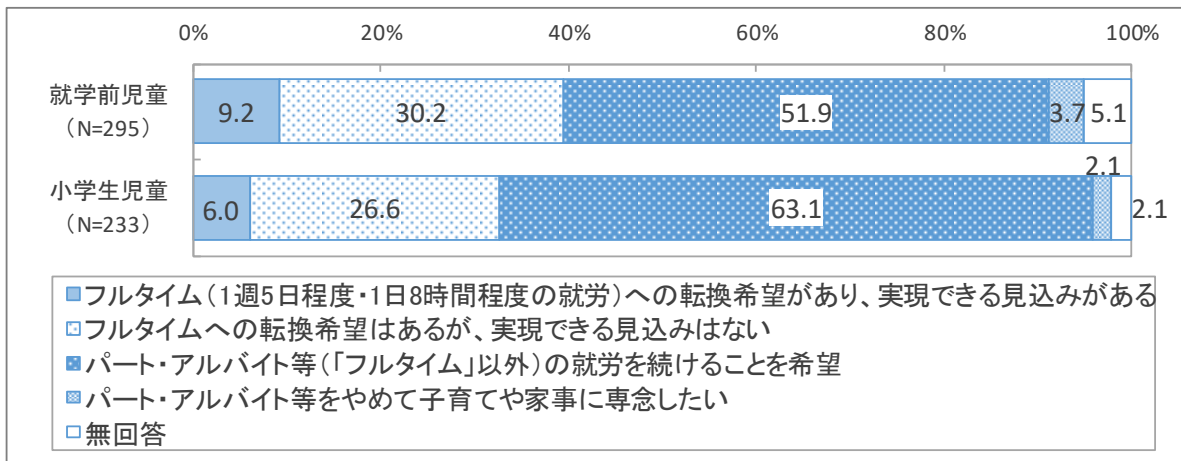
母親に対するニーズ調査では、母親が何らかの就労をしている人は、就学前の保護者、小学生の保護者ともに6割を超えています。今後の意向として、パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転職希望は、就学前の保護者、小学生の保護者とも3割を超えています。また、現在就労されていない母親で「すぐにでも、若しくは1年以内の就労を希望している」人は、就学前の保護者で約2割、小学生の保護者で3割となっています。このようにパート・アルバイトの方のフルタイム希望や現在就労していない方の就労意向等、潜在的な就労ニーズがうかがえるため、更なる保育の充実が仕事と子育ての両立の支援には不可欠であるといえます。

ニーズ調査で、就労している母親が育児休業を取得していない理由についてお聞きしたところ、「子育てや家事に専念するために退職した」が最も多いものの「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等の理由により取得できていない現状があり、制度の周知や企業と連携した仕事と子育ての両立が可能な環境づくりを推進していく必要があります。

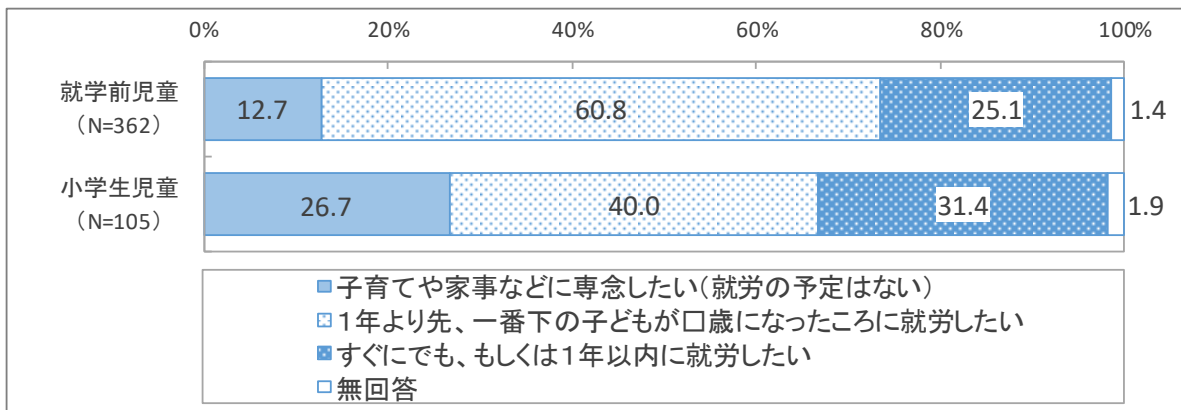
■母親の就労状況



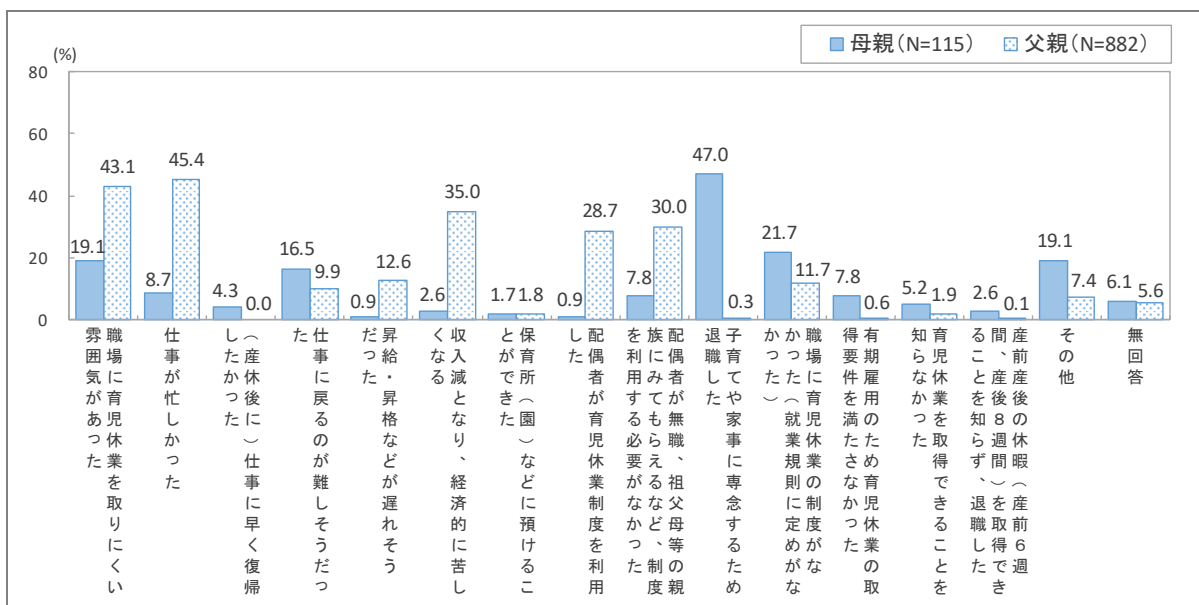
■母親のフルタイムへの転換希望



■現在就労していない母親の就労意向



■育児休業を取得していない理由



(4) 子どもの貧困対策

現状と課題

平成 28 年の国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は、平成 27 年時点で 13.9%となっており、およそ 7 人に 1 人が平均的な所得の世帯の半分に満たない所得レベルで生活しなければならない状態である「相対的な貧困」状態にあるとされています。

こうした子どもの貧困問題への対応をするため、国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成 26 年 1 月に施行し、その後様々な子どもの貧困対策が総合的に実施されています。また、令和元年には、「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの現在から将来にわたる子どもの貧困対策の総合的な推進が進められています。

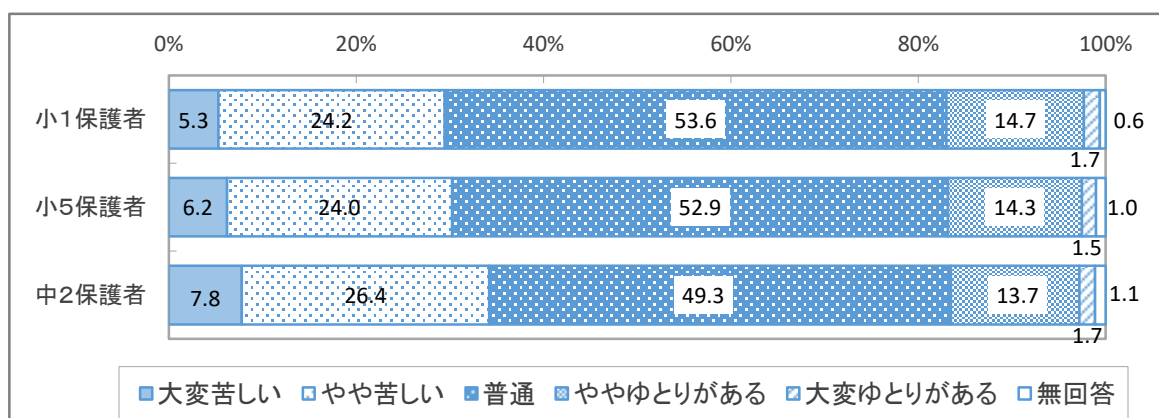
愛知県が平成 28 年に小中学生保護者に実施した「愛知子ども調査」では、現在の暮らし向き・生活状況について、「苦しい」（大変苦しい+やや苦しい）と回答した割合は小学校 1 年生、小学校 5 年生が約 30%、中学校 2 年生が約 34%と約 3 割が苦しいと回答しています。また、食料・衣料が買えなかった経験の有無は、食料が約 9~10%、衣料が約 16~18%となっています。

こうした意見や子どもの貧困の現状を踏まえ、今後の貧困家庭に対する支援策は本市の検討課題であると考えられます。

本市においては、すべての子育て家庭に対して、子育て情報の発信や「子育て世代包括支援センター」の母子保健コーディネーター・子育てコンシェルジュ、家庭相談員、母子・父子自立支援員による育児相談等を実施していますが、今後は、家庭を取り巻く地域や社会全体が連携して貧困対策に取り組んでいく必要があります。

■子どもの貧困（愛知県調査）

・暮らし向きについて



第3章 計画の基本理念と基本目標

■第3章 計画の基本理念と基本目標

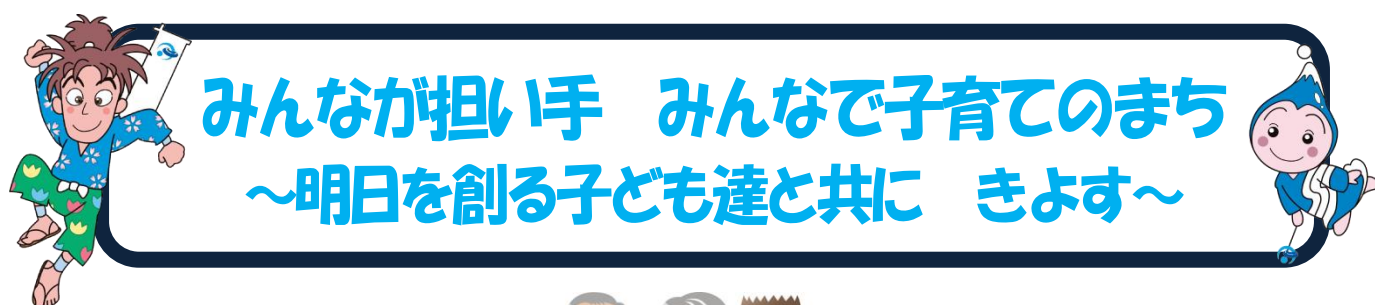
1 計画の基本理念

本市の子どもや子育てを取り巻く状況としては、平成 27 年から出生数が増加しており、現在もその傾向は変わりません。また、出生数増加に伴い、幼稚園や保育園等の施設が不足しているというご意見がアンケートやワークショップ等でも多く寄せられており、子育て環境の充実が喫緊の課題となっています。

こうした現状を踏まえて、子育てしやすい環境づくりを目指して、教育・保育施設の整備に取り組むとともに、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育園、幼稚園等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会を構築していく必要があります。また、父親や母親及びこれから子どもを生み育てる次代の親たちが、子育ての意義についての理解を深めることによって、子育てに対する喜びを実感することができるまちづくりを推進していく必要があります。更には、子どもの貧困の解消のため地域との繋がりを作りながら、子どもの心身ともに健やかに成長できる取組みを進めて行く必要があります。

本市においては、『みんなが担い手 みんなで子育てのまち～明日を創る子ども達と共に きよす～』を掲げ、親、地域、行政の支え合いのなかで「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、子育て支援施策を推進してきました。

第1期に定めた基本理念は、現在においても市民の取り組むべき責務であり、変わらない目標でもあります。そのため、第1期計画の基本理念を継承し、第2期計画の基本理念として定め、本計画を推進していきます。



2 計画の基本目標

本計画の策定にあたっては、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におきます。第1期計画の基本目標を継承するとともに、更に、子どもの貧困対策の推進に向け新たに目標を一つ加え、以下の5つを基本目標として設定し推進していきます。

○基本目標1

穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る



○基本目標2

育児のための相談事業の充実と親支援への取組みの実施



○基本目標3

教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援



○基本目標4

様々な支援体制の構築と安全安心なまちづくり



○基本目標5

子どもの貧困対策・ひとり親への支援



3 施策体系

	基本目標	主要施策
みんなが担い手 みんなで子育てのまち 明日を創る子ども達と共に きよす	(1) 穏やかな妊娠期から出産、 乳幼児期の母と子の健康を 守る	1-1 安心して妊娠・出産ができるための支援 1-2 乳幼児の健やかな成長支援
	(2) 育児のための相談事業の充 実と親支援への取組みの実 施	2-1 地域における子育て支援サービスや相談体制の 充実 2-2 子育て交流・地域コミュニティづくり
	(3) 教育・保育機能・施設の充 実と子育て世代の社会参加 のための支援	3-1 心豊かで創造性を育む教育の推進 3-2 子育て世代の社会参加の支援 3-3 子育て支援サービスの充実
	(4) 様々な支援体制の構築と安 全安心なまちづくり	4-1 児童虐待への対応 4-2 障がいのある児童の育成環境の充実 4-3 子どもを守る取組みの推進
	(5) 子どもの貧困対策・ひとり 親の支援	5-1 生活支援の充実 5-2 ひとり親への支援 5-3 子育て家庭への経済的支援

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て
支援事業量の見込みと確保方策

■第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

1-1. 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。第2期となる本計画においては、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりを進めていくため、第1期計画と同様に以下の教育・保育提供区域とします。

■教育・保育及び子育て支援事業の提供区域の設定

事業		提供区域と考え方	
教育・保育施設	認定こども園 幼稚園 保育園	市内全域	保護者が比較的負担感なく送迎でき、保護者や子どもが利用しやすく、また既存施設を効率的に活用でき、需給調整がしやすいことを踏まえ、「市内全域」とする
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	市内全域	教育・保育施設での利用となるため、「市内全域」とする
時間外保育事業（延長保育）		市内全域	当該事業の基本となっている「小学校区」とする
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		小学校区	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする
子育て短期支援事業		市内全域	教育・保育施設での利用を踏まえ、「市内全域」とする
一時預かり事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする
病児・病後児保育事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする
ファミリー・サポート・センター事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする
利用者支援事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする

1-2. まちの状況



2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、 実施時期について

2-1. 新制度における「認定」と「給付」について

子ども・子育て支援新制度では、市が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を開始する仕組みです。

保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、設定されます。

■認定区分と提供施設

①子どものための教育・保育給付

認定区分		提供施設
1号	満3歳－5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3歳－5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0歳－2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

②子育てのための施設等利用給付（保育必要量の認定なし）

認定区分		提供施設
新1号	満3歳－5歳、学校教育	幼稚園（未移行）、特別支援学校等
新2号	3歳（年少児）－5歳、保育の必要性あり	認定こども園、幼稚園（未移行）、特別支援学校の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号	0歳－2歳、保育の必要性あり、市町村民税非課税世帯	

子ども・子育て支援法の一部改正により、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」に加え、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図られることとなります。

<子ども・子育て支援新制度の概要>

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

(市町村主体)

■施設型給付費

- ・認定こども園（0～5歳）
幼保連携型
幼稚園型、保育所型、地方裁量型
- ・幼稚園（3～5歳）
- ・保育所（0～5歳）

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■地域型保育給付費

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

その他の子ども及び養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業

(市町村主体)

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子育てのための施設等利用給付

(市町村主体)

■施設等利用費

- ・幼稚園<未移行>
- ・特別支援学校
- ・預かり保育事業
- ・認可外保育施設等
 - ・認可外保育施設
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

仕事・子育て両立支援事業

(国主体)

・企業主導型保育事業

事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

2-2. 教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

■認定区分と提供施設

区分		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		満3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり(教育のニーズあり)	保育の必要性あり(教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	地域型保育事業				○

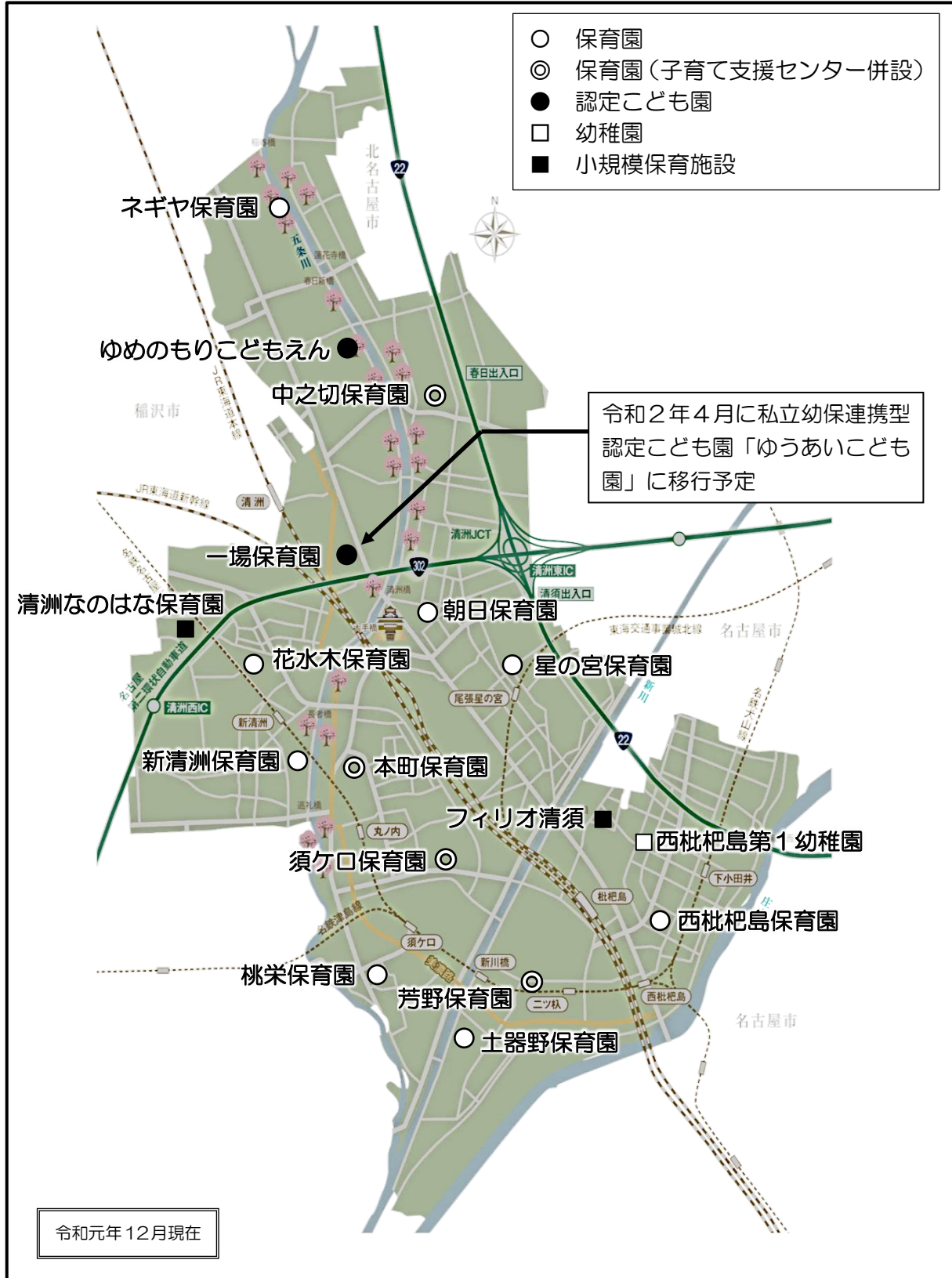
■清須市の教育・保育施設数（令和元年10月現在）

区分	実施か所	令和元年度実績	定員
幼稚園	1か所	183人	210人
保育園	13か所	1,659人	1,870人
認定こども園	1か所	101人	120人
小規模保育	2か所	34人	35人
その他(認可外保育施設、企業主導型保育施設等)	6か所	76人	79人

(※その他の実績、定員については、企業主導型のみの数値)

2-3. 教育・保育施設の整備計画

保育園・幼稚園の適正配置を推進するため、西枇杷島地区に幼保連携型認定こども園を誘致し、令和3年度開園を目指していきます。



①1号認定・2号認定(教育ニーズあり)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1号認定	729 人	751 人	788 人	788 人	788 人
	2号認定(教育のニーズあり)	66 人	68 人	71 人	71 人	71 人
	ニーズ量合計	795 人	819 人	859 人	859 人	859 人
提供量(確保方針)	公立幼稚園	210 人	210 人	210 人	210 人	210 人
	認定こども園	105 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	その他市町の幼稚園	545 人	545 人	545 人	545 人	545 人
	提供量合計	860 人	875 人	875 人	875 人	875 人
過不足分 (提供量-ニーズ量)		65 人	56 人	16 人	16 人	16 人

【提供体制の考え方】

本市には公立の幼稚園が1園あり、私立の幼稚園はありません。

認定こども園については、令和2年度から一場保育園を「ゆうあい子ども園」に移行し、令和3年度には新たに西枇杷島地区に認定こども園を誘致し、特色のある教育環境の導入と適切な事業量確保に取り組んでいます。

現在、広域幼稚園利用において、約500人の利用者がいます。

②2号(教育ニーズなし)・3号認定

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
ニーズ量	2号認定	1,268 人	1,304 人	1,364 人	1,364 人	1,364 人	
	3号	0歳	104 人	114 人	126 人	126 人	126 人
		1・2歳	556 人	588 人	614 人	614 人	614 人
	ニーズ量合計		1,928 人	2,006 人	2,104 人	2,104 人	2,104 人
提供量(確保方策)	ゆめのもりこどもえん	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	
	ゆうあいこども園	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	
	新設こども園	-	90 人(予定)	90 人(予定)	90 人(予定)	90 人(予定)	
	西枇杷島保育園	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人	
	芳野保育園	140 人	140 人	140 人	140 人	140 人	
	本町保育園	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	
	花水木保育園	280 人	280 人	280 人	280 人	280 人	
	新清洲保育園	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	
	朝日保育園	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	
	須ヶ口保育園	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人	
	土器野保育園	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	
	桃栄保育園	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人	
	星の宮保育園	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人	
	中之切保育園	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	
	ネギヤ保育園	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人	
	小規模保育	35 人	35 人	73 人	73 人	73 人	
	その他	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人	
提供量合計		2,060 人	2,150 人	2,188 人	2,188 人	2,188 人	
過不足分 (提供量-ニーズ量)		132 人	144 人	84 人	84 人	84 人	

【提供体制の考え方】

本市には、公立保育園が12園あり、私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度に「ゆめのもりこどもえん」、令和2年度には「ゆうあいこども園」を開園します。

また、小規模保育事業については、令和元年度末時点で2園あります。今後の保育ニーズ量の増加に対応するため、令和3年度には幼保連携型認定こども園を、令和4年度には小規模保育事業所を誘致するなど、適切な事業量確保に取り組んでいきます。

2-4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期に関する事項

(1) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、その 13 事業は交付金の対象となります。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 延長保育事業
- ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 妊産婦等健診事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 養育支援訪問事業
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

■清須市における実施事業一覧(令和元年10月時点)

区分		実施箇所数	平成30年度実績	定員
①延長保育事業		14か所	435人	-
②放課後児童健全育成事業	低学年	15か所	512人	540人
	高学年	15か所	72人	
③子育て短期支援事業		4か所	-	-
④地域子育て支援拠点事業		13か所	68,752人	-
⑤一時預かり事業 (認定子ども園を含む)	幼稚園の預かり事業	幼稚園 2か所	996人	-
	その他の一時預かり(未就学児)	保育園 4か所	2,156人	12人/日
		小規模 1か所		
	-			
⑥病児・病後児保育事業		病児 1か所 病児病後児 1か所	444人	6人/日
⑦ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1,312人	-
⑧妊産婦等健診事業			674人	-
⑨乳児家庭全戸訪問事業			755人	-
⑩養育支援訪問事業			430人	-
⑪利用者支援事業		2か所	-	-
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業			-	-

※ 前頁の ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今後市内でのニーズを見極め、必要に応じて実施を検討します。

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を越えて延長した保育を実施する事業です。本市では、保護者の就労時間などに応じて、延長保育を実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	470 人	465 人	459 人	454 人	449 人
提供量(確保方策)	470 人	465 人	459 人	454 人	449 人

単位：利用者数

【提供体制の考え方】

市内保育園ではすべての園が実施しており、既存の体制でニーズを確保できる見込みです。

②放課後児童健全育成事業

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業です。

ニーズ量	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1年	150 人	163 人	170 人	160 人	166 人
	2年	167 人	149 人	162 人	165 人	157 人
	3年	156 人	164 人	147 人	157 人	162 人
	1～3年	473 人	476 人	479 人	482 人	485 人
	4年	19 人	18 人	19 人	17 人	19 人
	5年	19 人	18 人	18 人	19 人	17 人
	6年	17 人	19 人	18 人	18 人	18 人
	4～6年	55 人	55 人	55 人	54 人	54 人
提供量	540 人	540 人	540 人	540 人	540 人	
過不足(提供量-ニーズ量)	12 人	9 人	6 人	4 人	1 人	

単位：利用者数

【提供体制の考え方】

令和2年度には西枇杷島児童館を西枇杷島児童センターに、また、令和3年度には令和4年4月の供用開始を目指し、清洲児童館の建て替えを実施するなど、適切な事業量確保に取り組んでいきます。

また、放課後子ども総合プランの趣旨に沿った事業展開を図っていくため、放課後子ども教室との連携を深めていきます。

■小学校ごとのニーズ量と提供量

1.西枇杷島小学校区

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年	70人	71人	71人	71人	72人
	4～6年	8人	8人	8人	8人	8人
提供量 (確保方策)	西枇杷島クラブ	40人	40人	40人	40人	40人
	なかよしクラブ	40人	40人	40人	40人	40人
過不足(提供量-ニーズ量)		2人	1人	1人	1人	0人

単位：利用者数

2.古城小学校区

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年	53人	53人	53人	54人	54人
	4～6年	6人	6人	6人	6人	6人
提供量 (確保方策)	小田井児童クラブ	30人	30人	30人	30人	30人
	あそびクラブ	30人	30人	30人	30人	30人
過不足(提供量-ニーズ量)		1人	1人	1人	0人	0人

単位：利用者数

3.清洲小学校区

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年	113人	114人	116人	115人	116人
	4～6年	14人	14人	14人	13人	13人
提供量 (確保方策)	清洲児童クラブ	40人	40人	40人	40人	40人
	げんきっこクラブ	40人	40人	40人	40人	40人
	にこにこクラブ	50人	50人	50人	50人	50人
過不足(提供量-ニーズ量)		3人	2人	0人	2人	1人

単位：利用者数

4.清洲東小学校区

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年	53人	53人	53人	54人	54人
	4～6年	6人	6人	6人	6人	6人
提供量 (確保方策)	東げんきっこクラブ	30人	30人	30人	30人	30人
	東にこにこクラブ	30人	30人	30人	30人	30人
過不足(提供量-ニーズ量)		1人	1人	1人	0人	0人

単位：利用者数

5.新川小学校区

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年	70人	71人	71人	71人	72人
	4～6年	8人	8人	8人	8人	8人
提供量 (確保方策)	新川児童クラブ	40人	40人	40人	40人	40人
	わくわくクラブ	40人	40人	40人	40人	40人
過不足(提供量-ニーズ量)		2人	1人	1人	1人	0人

単位：利用者数

6.星の宮小学校区

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年	35人	35人	35人	36人	36人
	4～6年	4人	4人	4人	4人	4人
提供量 (確保方策)	星の宮児童クラブ	40人	40人	40人	40人	40人
過不足(提供量-ニーズ量)		1人	1人	1人	0人	0人

単位：利用者数

7.桃栄小学校区

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年	26人	26人	27人	27人	27人
	4～6年	3人	3人	3人	3人	3人
提供量 (確保方策)	桃栄児童クラブ	30人	30人	30人	30人	30人
過不足(提供量-ニーズ量)		1人	1人	0人	0人	0人

単位：利用者数

8.春日小学校区

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年	53人	53人	53人	54人	54人
	4～6年	6人	6人	6人	6人	6人
提供量 (確保方策)	春日児童クラブ	30人	30人	30人	30人	30人
	すくすくクラブ	30人	30人	30人	30人	30人
過不足(提供量-ニーズ量)		1人	1人	1人	0人	0人

単位：利用者数

③子育て短期支援事業(ショートステイ)※

保護者が疾病・育児疲れ、また、恒常的な残業などにより保育ができない場合に、保護者にかわり児童を児童養護施設等で一時預かる事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(年間)	14人	14人	14人	14人	14人
提供量(確保方策)	14人	14人	14人	14人	14人

単位：年度当たり延べ利用者数

※ショートステイ(宿泊を伴う一時預かり)のみの目標事業量です。夜間の一時預かり(トワイライトステイ)の事業量の見込みについては、「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり(未就学児)」に含まれます。

【提供体制の考え方】

令和元年度末時点では、4か所の事業者(所)と契約しています。利用実績はないものの、希望者には事業を案内し、契約施設と調整するなど利用しやすい支援をしていきます。

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センター、児童館やたんぽぽ園で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う事業です。現在、市内には子育て支援拠点が13施設あります。

それぞれの子育て支援センターは保育園に併設し、0～3歳児が主に利用しており、また児童館においては、子どもの遊び場を提供しています。

子育て支援センター並びに児童館にて子育てに関するイベントや講習などを行うことで、親子の交流が生まれる機会の提供や保護者同士が情報交換できる場所としての役割を果たしています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(年間)	69,928人	68,879人	67,850人	66,801人	65,772人
提供量(確保方策)	69,928人	68,879人	67,850人	66,801人	65,772人
箇所数	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所

単位：年度当たり延べ利用者数

【提供体制の考え方】

交流の場の提供・促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供及び地域子育て支援拠点における相談支援機能の強化などの子育てケアマネジメントを実施します。

⑤一時預かり事業*

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間に保育園やその他の場所において、一時的に預かる事業です。

【幼稚園の預かり保育】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (年間)	1号認定による利用	960人	952人	944人	936人	929人
	2号認定による利用	—	—	—	—	—
提供量(確保方策)		960人	952人	944人	936人	929人
過不足(提供量-ニーズ量)		0人	0人	0人	0人	0人

単位：年度当たり延べ利用者数

【その他の一時預かり(未就学児)】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(年間)		2,223 人	2,196 人	2,169 人	2,142 人	2,116 人
提 供 量 (確保方策)	保育園	2,880 人	2,880 人	2,880 人	2,880 人	2,880 人
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・病後児を除く)	640 人	640 人	640 人	640 人	640 人
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足(提供量-ニーズ量)		1,297 人	1,324 人	1,351 人	1,378 人	1,404 人

単位：年度当たり延べ利用者数

※「幼稚園の預かり保育」は、幼稚園における預かり保育の目標事業量、「その他の一時預かり(未就学児)」については、保育園の一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)を含めた目標事業量となります。

【提供体制の考え方】

引き続き保護者が一時預かり保育を必要としている時に対応できるよう体制を構築していきます。また、幼稚園以外にも多様な主体が一時預かりの担い手となるよう、事業の必要性を見極めながらサービスの周知、啓発を行います。

⑥病児・病後児保育事業

児童が発熱や風邪等の病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(年間)	453 人	448 人	442 人	437 人	432 人
提供量(確保方策)	453 人	448 人	442 人	437 人	432 人

単位：年度当たり延べ利用者数

【提供体制の考え方】

本市では病児・病後児保育事業を医療施設にて、また、病後児保育事業を公立保育園(1園)にて実施しています。ニーズ調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)※

育児の援助を行いたい人(提供会員)と育児の援助を受けたい人(依頼会員)を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助を行うことにより、子育て支援の輪を作り、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを進めます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(年間)	966人	966人	966人	966人	966人
提供量(確保方策)	966人	966人	966人	966人	966人

単位：年度当たり延べ利用者数

※就学児の利用分のみのも目標事業量です。

【提供体制の考え方】

互援助活動の例として、子どもの預かり、習い事や塾などへの送迎などのケースが多くあります。

提供会員の拡大を目指すとともに、様々な預かりニーズに対応するため、研修の充実による提供会員の個人のスキル向上を図ります。

⑧妊産婦等健診事業

妊産婦の健康を守るため、妊娠産後期に妊産婦健康診査を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	797人	796人	796人	797人	800人
提供量(確保方策)	797人	796人	796人	797人	800人

単位：年度当たり対象者数

【提供体制の考え方】

母子健康手帳とともに妊産婦・乳児健康診査受診票を交付し、妊産婦・乳児健康診査費用の一部を助成しています。その他にも妊娠中の過ごし方や、市の子育てに役立つ情報についての冊子(キヨスマ)を配付するほか、妊娠中の講座(パパママ教室)の案内を通じ、安心して妊娠産後期を過ごし、育児ができるよう支援します。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全家庭を、母子保健推進員、保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	723人	722人	722人	723人	726人
提供量(確保方策)	723人	722人	722人	723人	726人

単位：年度当たり対象者数

【提供体制の考え方】

少子化、核家族化により孤立する家庭の減少、虐待などのハイリスクの早期発見、早期対応など、安心して子育てができるよう必要な支援を行うために、引き続き全戸訪問を実施しています。

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援・育児援助・家事援助等）を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	455人	455人	455人	455人	455人
提供量(確保方策)	455人	455人	455人	455人	455人

単位：年度当たり延べ訪問者数

【提供体制の考え方】

養育支援が特に必要な家庭を把握し、家庭相談員や保健師など関係機関が連携して訪問を行うことにより、育児不安の軽減を図ります。また、支援を必要とする保護者に対して家事援助などの利用に繋げ、安心して育児が行えるよう努めます。

⑪利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等または妊娠している方がその選択に基づき、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量(確保方策)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

単位：実施か所数

【提供体制の考え方】

子育て支援課に子育てコンシェルジュ（保育士）と健康推進課に母子保健コーディネーター（保健師・助産師）を配置した子育て世代包括支援センターを平成30年から開設し、引き続き妊娠前から、出産・子育て期にわたり切れ目ない相談や支援を実施していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育料は、国が定める水準を限度として、自治体が利用者負担額を設定しますが、それ以外に実費徴収（副食費、教材費、行事参加費等）を行う場合があります。

実費徴収があった場合、低所得者の負担軽減を図るため、必要に応じて実費負担の部分について給付を実施する事業です。

（副食費）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	77 人	77 人	77 人	77 人	77 人
提供量(確保方策)	77 人	77 人	77 人	77 人	77 人

単位：年度当たり対象者数

【提供体制の考え方】

幼稚園（未移行）における低所得者世帯等の子どもの副食費に対する補足給付は実施しており、教材費等の補足給付については、国の動向に応じて検討します。

⑬多様な主体が本事業に参入する事を促進するための事業

子育て安心プラン実施計画による保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者を活用しながら、保育園、認定こども園、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【提供体制の考え方】

地域の保育提供量に偏りがないよう、必要に応じて保育園、小規模保育などの設置を検討します。

2-5. 教育・保育の提供及びその推進体制の確保について

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本市では、平成28年度に「ゆめのもりこどもえん」、令和2年度に「ゆうあいこども園」が開園し、特色のある教育環境の導入と適切な事業量確保に取り組んできました。今後は、教育保育施設二一ズに対応するため、幼保連携型認定こども園を西枇杷島地区に誘致を図ります。

(2) 幼稚園・保育園の合同研修に対する支援等に関すること

市内の公立保育園、公立幼稚園がそれぞれ実施する研修会等について、相互に情報共有するとともに、参加機会の拡大に努めます。

(3) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

「子育ての第一義的責任はその親（保護者）にある」という前提のもと、幼児期の子育てをより良くするため、本市では公立の幼稚園を維持・継続するとともに、「幼保連携型認定こども園」を誘致し、質の高い教育・保育事業の実現に取り組めます。

地域の子育て支援の役割として、保護者の様々な保育二一ズに対し、適切な人員配置と施設整備に取り組むほか、利用者が適切なサービスを選択できるよう、情報の周知を徹底し、サービス利用の円滑化を図ります。

(4) 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校・中学校との連携

就学前の教育・保育の場で育まれた資質・能力を踏まえ「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有・連携し円滑な接続に努める必要があります。小学校生活や中学校生活へのスムーズな移行を図るための事業として、保育園・幼稚園等の幼児には小学校への体験入学を実施し、小学生には中学校への入学説明会を実施します。

「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育園と小学校の連携の在り方」（愛知県発行）を基に、教職員間の相互理解を深めるとともに、実態に応じた連携方法を検討・実施します。

2-6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、市では子育てのための施設等利用給付にあたって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

(1) 子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年 4 回の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

(3) 愛知県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、愛知県との連携を図ります。

第5章 具体的な施策の展開

■第5章 具体的な施策の展開 詳細目次

基本目標その1 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る .. 57

(1-1) 安心して妊娠・出産ができるための支援	57
1. 母子健康手帳の交付	57
2. 母子健康管理指導事項連絡カードの普及	57
3. 妊産婦相談	58
4. マタニティストラップ配付事業	58
5. 妊産婦委託健診	58
6. 妊婦訪問指導	59
7. 妊産婦歯科健診	59
8. パパママ教室	59
9. 栄養相談	59
10. 産前・産後ヘルパー事業	60
11. 一般不妊治療費助成事業	60

(1-2) 乳幼児の健やかな成長支援	60
12. 乳幼児訪問指導	60
13. 母乳・卒乳相談	60
14. 乳幼児健康相談	61
15. 乳幼児健康診査	61
16. 離乳食講習会	61
17. 歯科教室	62
18. 幼児健診事後指導教室	62
19. こんにちは赤ちゃん訪問事業	62
20. 母子保健推進員事業	63
21. 予防接種	63
22. 電話・面接相談	63
23. 子ども医療費の助成、未熟児養育医療の給付	64

基本目標その2 育児のための相談事業の充実と親支援への取組みの実施

(2-1) 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実	64
24. 子育て世代包括支援センター	64
25. 家庭相談員の配置・各種相談機関との連携	65
26. 子育て支援センター	65
27. ファミリー・サポート・センター	65
28. ボランティア・NPOなどの社会活動の支援	66
29. 子育て情報の発信	66
30. 親の支援に関する事業	67

(2-2) 子育て交流・地域コミュニティづくり	67
31. 児童館・児童センター	67
32. 小学校・中学校 ～家庭教育地域推進事業～	67
33. 保育園・幼稚園での未就学児・保護者交流	68
34. 親子ふれあい広場事業	68
35. 幼稚園における地域との連携	68
36. ふたごの会	69
37. 住民との連携による子育てサークル活動	69
38. 父親の育児参加	69

基本目標その3 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援 …… 70

(3-1) 心豊かで創造性を育む教育の推進	70
39. 図書環境及び美術環境	70
40. 公園・児童遊園等の整備・充実	70
41. 保育園・幼稚園・認定こども園と小学校及び小学校と中学校の間の連携	70
42. 土曜日を活用した体験教室	71
43. 児童館や地域における各種クラブ活動	71
44. 地域における異年齢間、世代間交流	71
45. 幼稚園における体験活動	72
46. 適応指導教室	72
47. 青少年家庭教育相談	72
48. 放課後子ども教室	72
49. 食育の推進	73
50. 健康教育	73
51. 思春期保健の啓発	74
(3-2) 子育て世代の社会参加の支援	74
52. 子育て世代を対象とした生涯学習講座	74
53. 男女共同参画社会推進のための啓発	74
54. 雇用者への啓発	75
55. はぐみんカード	75
56. 子どもの居場所づくり	75
(3-3) 子育て支援サービスの充実	76
57. 地域に開かれた施設づくり	76
58. 病児・病後児保育	76
59. 保育園での一時預かり	76
60. 通常保育の充実	77
61. 幼稚園での預かり保育	77
62. 放課後児童クラブ	77
63. 保育園・幼稚園の施設整備と統廃合・認定こども園化の検討	77
64. 児童関連施設の整備	78
65. 保育士の研修	78

66. 子育て短期支援事業	78
基本目標その4 様々な支援体制の構築と安心安全なまちづくり	79
(4-1) 児童虐待への対応	79
67. 発生予防	79
68. 要保護児童対策地域協議会	79
69. 地域のサポート支援の啓発	80
70. 早期発見・早期対応	80
(4-2) 障がいのある児童の育成環境の充実	81
71. 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	81
72. 障がいのある児童と保護者に対する各種相談・支援	81
73. 母子通園施設たんぽぽ園	81
74. 保育所における障がいのある児童の受入れ体制	82
75. 特別支援児への教育活動	82
76. 特別児童扶養手当・障害者（児）医療費助成事業等による経済的な支援	82
77. 障害者（児）タクシー利用料等補助事業	83
78. 療育サポート会議	83
79. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）・児童福祉法による福祉サービス	83
(4-3) 子どもを守る取組みの推進	84
80. 子どもの人権の尊重	84
81. 交通安全対策	84
82. 教育・保育施設における安全対策	84
83. 教育・保育施設における防災対策	85
基本目標その5 子どもの貧困対策・ひとり親への支援	85
(5-1) 生活支援の充実	85
84. 生活困窮者自立支援相談員による相談	85
(5-2) ひとり親への支援	86
85. 母子・父子自立支援員による相談	86
86. ひとり親家庭等に対する経済的な支援	86
87. 母子家庭等日常生活支援事業	86
88. 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	87
89. 母子生活支援施設への入所	87
(5-3) 子育て家庭への経済的支援の充実	87
90. 子育てに対する経済的な支援	87

■ 第 5 章 具体的な施策の展開

基本目標その1 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る

清須市で生まれ、このまちで育つ子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊産婦等健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業の充実を図ります。

(1-1) 安心して妊娠・出産ができるための支援

1. 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、母親と子どもの健康を守るために、妊娠を届け出た方に交付します。また、手帳の交付時には、保健師・助産師の専門職が様々な相談に応じ、安心して妊娠・出産・育児ができるようアドバイスを行います。

平成 30 年度より個室スペースで母子健康手帳を交付し、妊婦と産前産後のケアプランを作成し配付しています。また、子育て世代包括支援センターや産前・産後ヘルパー、産後ケア事業等の案内をしています。

□事業の推進に向けて

母の第 1 子出産時の平均年齢が 30.7 歳（全国）を超え、晩婚化の傾向が続いているため、出産年齢が今後も高くなることが予想されます。若年妊娠も含め妊娠期を安定して過ごすことができるよう支援に取り組みます。

健康推進課

2. 母子健康管理指導事項連絡カードの普及

働く妊産婦が健康診査を受診するために必要な時間の確保、就業作業の制限、通勤緩和など、母子健康管理の措置を受けるために必要な「連絡カード」を普及し、働く妊産婦の健康支援を推進します。

□事業の推進に向けて

主治医が必要と認めた場合において連絡カードに記載し、妊産婦自身が雇用者に提出するため、利用状況等は市では把握ができない状況です。母子健康手帳の交付時、母親の就労歴を尋ねる際に、医師から受けた指導事項の内容を勤務先に的確に伝えることができるよう、連絡カードの周知啓発を図ります。

健康推進課

3. 妊産婦相談

母子健康手帳の交付時にアンケートを実施することで妊娠初期の健康状態や生活状況などを把握するとともに、保健事業の紹介及び妊産婦の心身の健康状態に応じた相談を行い、不安の解消を図ります。

□事業の推進に向けて

母子健康手帳交付時のアンケートや相談から見られる傾向として、妊娠・出産にかかわる費用や保育等についての相談が多くなっています。子育て支援課や社会福祉課との更なる連携を強化するとともに、妊娠中や産後に電話相談を実施し、妊娠届からの継続した育児支援に取り組みます。	健康推進課
--	-------

4. マタニティストラップ配付事業

妊産婦にやさしい環境づくりの一環として、妊産婦であることを周囲に知らせるためのマタニティストラップを母子健康手帳の交付時に配付しています。

□事業の推進に向けて

マタニティマークは公共交通機関などにおいても啓発されており、マークをつけることで一定の配慮を受けられると考えられます。今後も啓発活動を継続します。	健康推進課
---	-------

5. 妊産婦委託健診

定期的な健康診査で、異常の早期発見や、妊産婦と赤ちゃんの健康状態を確認し、妊娠・産後期を健康に過ごし、安心して子どもを産み育てる支援を行います。愛知県以外で受診した場合において、県内委託と同額を上限として、償還払いを行います。

□事業の推進に向けて

妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して妊娠・出産・育児ができる環境を整えることにより、少子化対策の一助となります。市内に産婦人科がないため分娩ができる医療機関の紹介、妊婦の不安解消等に対応し、早期から妊娠中の健診が受けられるような環境づくりに取り組みます。	健康推進課
---	-------

6. 妊婦訪問指導

若年初産や高齢初産などのハイリスク妊婦などに対し、訪問指導を行い、安全に妊娠期間を過ごせるよう支援をしていきます。また、予期せぬ妊娠などの場合、出産後の育児不安や虐待等につながる恐れもあるため、妊娠期からの支援を行っています。

□事業の推進に向けて

就労している妊婦や医療機関にて定期的に健診を受けている妊婦が多いことから、訪問の希望は少なくパパママ教室の際に状況を把握する場合があります。また、訪問に至らないまでも、電話や来所等の際に状況確認をしています。場合によっては医療機関と必要に応じて連携を図ります。	健康推進課
--	-------

7. 妊産婦歯科健診

妊婦の口腔の健康状態が生まれてくる子どもに影響することから、歯科健診および歯科の保健指導を行い、妊娠中から乳幼児期への口腔衛生の知識を啓発します。

□事業の推進に向けて

妊娠中から歯に対する意識を持ち、う蝕予防のために、歯科健診受診率向上に取り組みます。母子健康手帳の交付時やパパ・ママ教室等の機会に妊娠中の受診を呼びかけ、健診の効果をより高められるよう啓発していきます。	健康推進課
---	-------

8. パパママ教室

妊婦とその夫を対象に、安心してマタニティライフを過ごし、元気な赤ちゃんを産み育てることを支援する教室です。父親の参加を促進するため土曜日も教室を実施しています。

□事業の推進に向けて

育児不安や育児の方法が分からない母親が増えている中、参加者も増えてきています。今後も不安やニーズを感じ取り、魅力ある教室を開催していくことが求められています。また、父親も育児に参加・協力することで、母親の負担が軽減できるため、父親の参加を更に促していきます。教室開催日に参加できない方については、個別（予約）で実施しています。	健康推進課
---	-------

9. 栄養相談

妊娠中から乳幼児期等の食生活について個別に相談を行います。

□事業の推進に向けて

妊娠中から乳幼児期における管理栄養士の健康教育、健康相談を継続して実施します。	健康推進課
---	-------

10. 産前・産後ヘルパー事業

母親が出産前後に体調不良などで、家事や育児を行うことが難しい世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、乳児の育児支援などを行います。

□事業の推進に向けて

平成28年度より産後のみでなく産前についても利用対象範囲を拡大しています。多胎児の場合は育児負担が大きいため、期間や時間数を増やすなど、より利用しやすい体制づくりを整えていきます。

子育て支援課

11. 一般不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦を対象に不妊治療にかかる医療費の一部助成の制度の周知・活用を行います。

□事業の推進に向けて

晩婚・晩産化しており、今後も一般不妊治療の件数は増えることが予想されることから、市では引き続き一般不妊治療の補助を行います。

健康推進課

(1-2) 乳幼児の健やかな成長支援

12. 乳幼児訪問指導

市内在住の新生児や乳幼児などへの訪問を行い、各種相談、健康診査などの保健事業の紹介や母親の育児不安や悩みの軽減を図るとともに、虐待の予防に努めます。

□事業の推進に向けて

新生児及び乳児訪問は、出生連絡届出書を提出した方に対する訪問になるため、提出がない場合は訪問には至りません。(ただし、低出生体重児、未熟児、支援が必要な児童は除きます。)提出がない方で、ハイリスク妊婦等は妊娠中から継続して訪問を行います。

健康推進課

13. 母乳・卒乳相談

母親が喜びと自信をもって母乳育児ができるよう助産師による相談を行います。

□事業の推進に向けて

母乳・卒乳相談は毎月1回開催しています。また、個々の相談については、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターが相談に応じています。早期の相談を望む場合は、母乳外来を設けている産科の利用を促すとともに、市においては希望者に対し、助産師による新生児及び乳児訪問を実施することで早期の相談等の対応に努めます。また、次の出産に向けての準備として、正しい知識で母子ともに満足のいく卒乳ができるよう啓発します。

健康推進課

14. 乳幼児健康相談

身体測定・発育発達の相談、育児のポイント・しつけなど育児全般に関する相談などを行い、育児不安の軽減を図りつつ子育てを支援します。また、健康管理のため、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。

□事業の推進に向けて

健診や訪問等で発育や発達に不安をもっている保護者へ案内をすることで、安心して子育てしていただけるよう支援を行います。	健康推進課
--	-------

15. 乳幼児健康診査

乳幼児の健康の保持増進および病気の早期発見・治療のために、乳児(1か月児、4か月児、10か月児)、1歳6か月児および3歳児を対象に健康診査を行います。子どもの発育・発達の確認だけでなく、養育者や家庭環境に配慮した保健指導と育児環境の調整を行います。更に、1歳6か月児と3歳児には、健康診査と同時にフッ化物塗布を行い、う蝕予防を図ります。また、健康管理のために、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。

□事業の推進に向けて

乳幼児健康診査は、子どもの健康状態や母親等の育児の悩み等について確認できる機会であることから、全ての子どもが確実に受診できるよう対策を強化します。また、専門職種それぞれの知識や技術を活用し、多面的な視点から保健指導を行います。そして、乳幼児健診に関する個人情報の管理と活用を適切に行い、関係機関との連携や情報の共有に努め、切れ目のない支援を行います。	健康推進課
---	-------

16. 離乳食講習会

離乳期は栄養面ばかりではなく、いろいろな味を覚える時期であり、赤ちゃん自身力で「噛む・飲み込む」など食べることを覚える大切な時期であることから、乳児をもつ保護者を対象に、食と子どもの健康の関連について学ぶ機会を提供していきます。

□事業の推進に向けて

今後も、講習会后アンケート結果や参加率等を参考に、効果的な事業の実施に努めます。また、必要な人が講習会を受講できるように母子健康手帳交付時、4か月児健診時、子育て支援アプリ「キヨスマ」等で啓発します。	健康推進課
--	-------

17. 歯科教室

むし歯の好発時期である2歳児と2歳6か月児を対象に、歯科健診、歯みがき指導、フッ化物塗布、個別相談を実施し、むし歯についての正しい知識の普及と定期的な管理により8020運動を推進します。保育園の訪問など保護者に対してのう蝕予防の啓発、フッ化物塗布を行います。また、小学生から中学生、保育士を対象に歯科を中心とした知識の普及・啓発に取り組みます。

□事業の推進に向けて

法定で定まっている1歳6か月児・3歳児健診以外の歯科健診は、母親の仕事復帰の時期とも重なることや、歯科医院にて定期健診を行っていることなどで受診率が低いと見られ、歯科意識向上のため対策を検討します。また、歯の健康センター、6歳臼歯保護事業を、市内の保育園・幼稚園と連携して実施しています。今後も保育園と連携し、乳歯・永久歯う蝕予防に継続して取り組みます。

健康推進課

18. 幼児健診事後指導教室

幼児健診などで、ことばや発達の遅れ、育児不安など様々な問題をもつ母子に対し、集団遊びを通して母親が子どもへの理解を深めます。子どもとの関わりや遊び方を伝え、子どもの発達を促すための教室を行います。

□事業の推進に向けて

教室に参加可能な人数が限られているため、支援が必要な親子すべての参加が難しい状況です。引き続き優先順位を考えて教室を案内しています。今後、更に母子通園施設や親子支援教室と連携し、親子が安心して育児できるよう、継続支援ができる体制を整えます。

健康推進課

19. こんにちは赤ちゃん訪問事業

4か月児健診前の乳児がいるすべての家庭を対象に、母子保健推進員が家庭訪問をして子育て等の情報提供を行います。また、支援が必要な家族が孤立しないよう母子保健推進員と情報を共有しています。

□事業の推進に向けて

こんにちは赤ちゃん訪問事業として、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭への訪問を行っています。里帰りが長い家庭や、訪問時に不在の家庭もありますが、電話等で確認するなどすべての家庭の把握に努めています。

健康推進課

20. 母子保健推進員事業

母子保健推進員の活動を通して養育者の孤立や育児不安を軽減し、安心して子どもを
み育てる地域づくりを推進します。

母子保健推進員の活動支援、資質向上のための研修や情報交換のための支援を行います。

□事業の推進に向けて

地域で安心して子育てできる支援を行うため、母子保健推進員の活動には、資質向上と活動の強化が不可欠です。スキルアップのための研修や情報交換の場をつくる活動支援を継続し実施をしていきます。また、母子保健推進員養成講座を実施し、新規推進員の養成に取り組みます。	健康推進課
---	-------

21. 予防接種

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがあるため、予防接種による対策も大切です。保護者が予防接種について正しい知識を持ち、安全に接種を受けることができるよう、普及啓発と体制の確保を図ります。

□事業の推進に向けて

予防接種に関する法改正のため、定期予防接種ワクチンの種類など変更点が多く、最新情報を保護者や医療機関に周知するなどの迅速な対応が必要です。接種方法や副反応等予防接種に関する正しい知識の普及啓発や情報の提供に取り組みます。	健康推進課
--	-------

22. 電話・面接相談

「子育て世代包括支援センター」が主体となり、育児不安を軽減し健やかな子育てを支援するために、電話や面接による相談を行うとともに、夜間の相談については、県が実施している愛知県小児救急電話相談「育児もしもしキャッチ#8000」などの周知に努めます。

□事業の推進に向けて

「子育て世代包括支援センター」が主体となり、育児不安をかかえる保護者が安心して子育てができるように、電話、面接にて相談を行います。また、愛知県小児救急電話相談「育児もしもしキャッチ」を周知し、夜間の相談対応に努めます。	健康推進課
	子育て支援課

23. 子ども医療費の助成、未熟児養育医療の給付

中学生（15歳に達する日の年度末まで）までの子供を対象に、医療費保険適用分の自己負担分を助成します。また、指定医療機関での入院養育が必要な未熟児に対して、必要な医療の給付を行います。

□事業の推進に向けて

適正な医療受診の推進に取り組みます。	保険年金課
医療機関と早期に連携を図り、適切な育児支援をすすめ、保護者が地域で安心して養育できるように支援します。	健康推進課

基本目標その2 育児のための相談事業の充実と親支援への取組みの実施

特に妊娠期と乳児期に不安になる母親に対し、各種相談事業を充実させていきます。

また、子どもの育ちを地域で支援するため、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる環境づくりを進め、親の子育てを支援していきます。

(2-1) 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実

24. 子育て世代包括支援センター

平成30年度に開設した子育て世代包括支援センターは、子育てコンシェルジュ（子育て支援課、保育士）と母子保健コーディネーター（健康推進課、保健師・助産師）が連携し、ワンストップで妊娠前から、出産・子育て期にわたる相談や支援を実施しています。

□事業の推進に向けて

子育てコンシェルジュ(保育士)への相談は、保育園に関することや言葉や発達、療育に関することが多くなっています。保育園、児童館、子育て支援センター、たんぽぽ園及び健康推進課等と連携をし、安心して子育てができるよう支援をします。	子育て支援課
--	--------

25. 家庭相談員の配置・各種相談機関との連携

家庭における児童の養育や困りごとなどの相談のため、家庭相談員を配置しています。

家庭児童の福祉に関して、電話、来庁、訪問等により相談を受け親子に寄り添いながら助言や支援を行います。また、相談内容により「子育て世代包括支援センター」の子育てコンシェルジュや母子保健コーディネーターに繋がります。その他、様々な相談に対応するため、市の各課、教育委員会、愛知県中央児童・障害者相談センター及び警察署などと連携を図ります。

□事業の推進に向けて

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、それぞれの問題に応じたきめ細かな援助が求められています。そのため、専門性の向上を図る研修などに積極的に参加し、家庭相談員の知識向上に努めます。

子育て支援課

26. 子育て支援センター

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てに関する情報提供、子育てサークル等への支援、並びに子育て支援の関係機関との連携及び協力などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

□事業の推進に向けて

各子育て支援センターにおいて魅力ある事業を展開し、安心して遊べる場の提供をするとともに、地域での交流の場としても活用していただき、利用者の増加を図っていきます。また、父親も参加しやすい行事等を検討し、父親の育児参加を促進していきます。

子育て支援課

27. ファミリー・サポート・センター

保育園などへの送迎や一時的な預かりなど、育児の援助を受けたい「依頼会員」に対し、地域で育児の援助を行いたい「提供会員」を紹介し、相互援助で子育てを支援します。

また、地域の支援者の協力も得ながら、連携し地域ぐるみで子育てを推進します。

□事業の推進に向けて

依頼のニーズが増える一方で、提供会員、両会員の数が増加しないのが現状です。提供会員、両会員の拡充を図るため、広報や市ホームページ、またポスターやチラシなどで積極的に増員の啓発に努めます。

その他、他の支援機関や団体と連携し、必要に応じてサービスの見直しを図りながら事業を推進していきます。

子育て支援課

■ファミリー・サポート・センター会員数の推移

年度	依頼会員 (人)	提供会員 (人)	両方会員 (人)	合計	活動件数
平成 27 年度	272	39	25	336	983(12 か月)
平成 28 年度	285	36	21	342	1,282(12 か月)
平成 29 年度	320	44	22	386	1,183(12 か月)
平成 30 年度	341	46	22	409	1,338(12 か月)
令和元年 9 月末	314	48	19	381	537(6 か月)

※平成 27 年度、28 年度、29 年度、30 年度は年度末時点

28. ボランティア・NPOなどの社会活動の支援

住民主体の子育て支援サービスを推進するため、活動内容を広報にて紹介するなど、活動を支援していきます。

ボランティア・NPOなどの社会活動の活性化のため、多様な機会・場所を通じて市民が積極的に市政に参加できる環境づくりや市民協働の取り組みを推進します。

□事業の推進に向けて

住民主体の子育て支援サービスを推進するため、活動内容を子育て支援課発行のガイド等に紹介するなど、活動を支援していきます。	子育て支援課
市民参加を促すためのきっかけづくりや、行政と市民の情報共有や交流を積極的に行うため、交流のための環境づくりを推進します。	企画政策課

29. 子育て情報の発信

毎年、市内の子育て情報をまとめた「子育て応援ガイド」を作成し、児童手当の申請時等に配付しています。また、妊娠期から就学前までの子育て情報をまとめたガイドブック「キヨスマ」を発行し、母子手帳申請時等に配布するとともに、子育て支援情報をアプリにて配信しています。

□事業の推進に向けて

子育て支援ガイドを「知らない」という声が多いため、積極的に周知を行うとともに、今後は妊娠期から就学前までの子育て情報を一つにまとめたガイドブック「キヨスマ」並びに子育て支援情報アプリの配信により、より充実したリアルタイムな情報の発信に努めます。	子育て支援課
--	--------

30. 親の支援に関する事業

子育てをしている親を対象とした講座やセミナーなどの実施を推進します。また、各種講座等に参加していない親に対し、地域で誘いあつての参加を促進するとともに、地域の子育て支援の関係者と連携し、地域ぐるみで親支援・子育てを推進します。

□事業の推進に向けて

「保護者の子育てを支援する」「支援が必要な保護者の早期発見・支援」ができるよう、現在の制度・事業を継続し、「保護者の学び・相談機会の提供」「保護者同士や地域との繋がり」を大切に、事業を推進していきます。	子育て支援課
家庭教育講演会の実施及び家庭教育支援団体と連携し、親の学び研修会を実施します。	生涯学習課

(2-2) 子育て交流・地域コミュニティづくり

31. 児童館・児童センター

遊びなどを通じての親子や保護者同士の地域交流を図るため、汽車ぽっぽクラブ、コアクラブ、すくすくクラブなどの各種クラブの充実を図ります。また、いつでも気軽に利用し、子育てに関する相談がしやすい環境を整えます。

□事業の推進に向けて

児童館活動の充実を図るため、幅広い児童のニーズに合った、魅力的なクラブづくりを推進し、季節の遊びやリズム遊びなど、親子で楽しめる遊びの場を提供します。	子育て支援課
---	--------

32. 小学校・中学校 ～家庭教育地域推進事業～

市内各小学校で地域の実情に応じた「家庭教育」を継続し推進していきます。また、地域ぐるみで子どもたちの育成を支援するため「尾張家庭教育推進協議会」に参加し専門性を高め、関係機関と連携し子どもたちを取り巻く環境をサポートします。

また、学校支援地域本部の統括コーディネーターを始め、各校に配置されている地域コーディネーターによる学校・地域・家庭を繋ぐ協働活動を推進し、地域の人材を活かし、子どもたちを支える仕組みづくりに取り組みます。

□事業の推進に向けて

市内各小学校で地域の実情に応じた「家庭教育」の年間計画を立て、継続的に実施していきます。また、学校支援本部事業として、地域コーディネーターを各校（小・中学校）に配置するとともに、地域コーディネーターの取りまとめをする統括コーディネーター1名を配置し、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行い、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えています。今後は、学校協働活動のより一層の推進を図るため、仕組みづくりに取り組みます。	生涯学習課
---	-------

33. 保育園・幼稚園での未就学児・保護者交流

保育園や幼稚園での生活に備えるため、入園前の児童とその保護者を対象に、保育園では「園庭開放」・「きらきらひろば」、幼稚園では「きりんサークル」などの交流の場を実施しています。また、交流の場においては、子育てに関する相談支援を子育て支援センターと合わせて行っています。

□事業の推進に向けて

<p>保育園が、子どもと保護者が訪れやすい場所となり、未就園児に親しんでいただけるよう、「園庭開放」・「きらきらひろば」を月1回ずつ実施し、施設見学や遊びの紹介の場を提供しています。また、将来の園での生活をイメージいただけるよう、今後は園生活の紹介やプレ体験ができる内容を検討していきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>幼稚園に入園を希望している児童と保護者を対象に、「きりんサークル」を通じて実際に幼稚園を体験してもらうことで、新しい環境に対する不安の解消を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>

34. 親子ふれあい広場事業

「親子ふれあい広場」など、親子のふれあいや遊びを通して、子育てに関する知識を学びます。また、親同士の交流ができるような場づくりを提供します。

□事業の推進に向けて

<p>子育てネットワークカーふわふわによる保護者の交流を目的とした事業「親子ふれあい広場」の内容等検討をしながら、今後も継続し実施していきます。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>スポーツクラブにて毎月2回親子健康体操教室を開催しています。また、「アルコ清洲」、「カルチバ新川」では未就園児とその保護者を対象にスイミング教室を開催しています。</p>	<p>スポーツ課</p>

35. 幼稚園における地域との連携

地域の方が幼稚園行事に参加してもらうよう呼びかけるとともに、園外保育等により地域に出かける機会を通じて、多くの人と交流を図ります。

□事業の推進に向けて

<p>西枇杷島まつり山車見学、地域高齢者との交流会、小学校運動会への参加、中学生の職場体験の受入れ、PTAやボランティアの朗読劇や読み聞かせ等、地域の人との交流を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
--	--------------

36. ふたごの会

多胎児を持つ母親を対象に交流会を開催し、多胎妊娠・出産・育児の不安を解消し、楽しく前向きな多胎児育児に取り組めるようにします。また、交流会は各保健センターにて行われる乳幼児健康相談と同日開催し、月に1度、保健師、管理栄養士が専門的な相談を実施しています。

□事業の推進に向けて

乳幼児健康相談と同日に実施することで、より参加しやすくするとともに、身体計測や管理栄養士からの専門的なアドバイスなどの支援を行います。	健康推進課
---	-------

37. 住民との連携による子育てサークル活動

市内在住の子育てネットワーカーを活用し、身近な地域で、母親たちが主体的に子育て交流や子育て支援活動に取り組めるよう支援します。

□事業の推進に向けて

家庭教育支援チームチームMOMOや市内の子育てネットワーカーを活用し、地域での子育て支援を行っていけるよう取り組みます。	生涯学習課
--	-------

38. 父親の育児参加

母子健康手帳の交付時に「パパママ教室」などを紹介し、父親の積極的な育児への参加を促します。また、「子育て世代包括支援センター」の育児体験等の個別指導を紹介し、父親の育児参加を支援しています。

□事業の推進に向けて

父親の育児参加意識の高まりで、「パパママ教室」への父親の参加が増加傾向にあります。「パパママ教室」に参加できない場合には、「子育て世代包括支援センター」で育児体験などの保健指導を行います。「二人で育てる」気持ちを大切に、家族ぐるみ・地域ぐるみの子育てを推進します。	健康推進課
多くのイクメンキュレーターを養成し、地域のお父さんたちを繋げ、育児参加を促す取組みを行うなど、多くのイクメンの育成に努めます。	子育て支援課
父親同士の十分な交流活動ができるよう取り組みます。	学校教育課

基本目標その3 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて、幼児期並びに小学校期の教育など、それぞれのニーズに合った保育事業を一体的に提供できる環境整備に取り組むとともに、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

(3-1) 心豊かで創造性を育む教育の推進

39. 図書環境及び美術環境

児童図書をより一層充実させると共に、美術・芸術に身近に触れることにより、子どもの知的好奇心が刺激される環境づくりを推進します。

□事業の推進に向けて

次代を担う子どもたちに、良質で多様な文化・芸術に触れる機会を提供できるよう、図書館・美術館の管理者と連携を図ります。利用者の要望や市民のニーズに対応するよう努めます。	生涯学習課
---	-------

40. 公園・児童遊園等の整備・充実

子どもたちが、公園、児童遊園等を安心・安全に利用できるよう、施設の点検、整備を行います。

□事業の推進に向けて

公園、児童遊園等を適正に維持管理するため、定期的に樹木の剪定や防除、除草、清掃のほか、遊具等施設の保守点検を実施します。 また、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な遊具の改築・更新を行うとともに、令和2年度においては、清洲地区に2か所、その後も区画整理事業にあわせて公園を整備します。	都市計画課
--	-------

41. 保育園・幼稚園・認定こども園と小学校及び小学校と中学校の間の連携

小学校生活や中学校生活へのスムーズな移行を図るための事業として、保育園・幼稚園の幼児には小学校への体験入学を実施し、小学生には中学校への入学説明会を実施します。

□事業の推進に向けて

保育園・幼稚園・認定こども園と小学校間の連絡体制構築に取り組みます。	学校教育課
小学校へのステップ段階の大切さを考えるにあたり、子ども達の発達を連続して促していける環境づくりが必要です。子どもの発達を踏まえ、幼児教育から学校教育への円滑な移行を推進するため、体験入学や情報交換を密にし、連携を図っています。	子育て支援課

42. 土曜日を活用した体験教室

学校週5日制の実施に伴い、楽しみながら休日を過ごせるよう、行政、学校、地域が連携し、小学生を対象とした「茶華道教室」、「和太鼓」、「エンジョイスイミング」などの教室を実施します。また、自主性、創造性や社会性を身につけられる体験の場を提供します。

□事業の推進に向けて

ボランティアで指導していただける新規教室を募ります。	生涯学習課
土日以外でも、「アルコ清洲」と「カルチバ新川」ではスイミング教室、体操教室、ダンス教室などを開催しています。また、夏季休暇にはカヌー教室を開催しています。	スポーツ課

43. 児童館や地域における各種クラブ活動

児童館等での各クラブの活動を充実し、児童や生徒の創造性を育み、地域の仲間や異年齢間の交流を促進します。

□事業の推進に向けて

児童館のクラブ活動等の講師に地域の方を招き、将棋クラブや卓球クラブなど、地域の特色を生かした事業を展開し、地域から親しまれる児童館を目指します。	子育て支援課
--	--------

44. 地域における異年齢間、世代間交流

地域の人々と暮らしの中で交流を図り清須のまちを知るため、「地区体育祭」、「清須ウォーク」、「納涼盆踊り」などのイベント、祭りなどの子どもたちの参加を推進しています。また、幼児や中高生などの子ども会活動への参加に取り組む地区に対しても支援を行っていきます。

□事業の推進に向けて

時代の流れに伴い、一部のまつりで見直しの要望が出ており、市民の期待、コストパフォーマンスの面を捉えて、今後のまつりをどのようにしていくのか、再検討が必要です。	産業課
清洲城広場で、幼児から高齢者まで多くの方が参加でき、地域の絆を深めることができる盆踊りを実施します。また、親子のふれあいや地域の絆を深めることができる生涯学習講座を実施します。	生涯学習課
清須ウォークでは、参加者に対して清洲城や清洲貝殻山貝塚資料館、みずとぴあ庄内など清須市の歴史や自然の魅力を体験できます。幼児から高齢者まで、世代に関係なく多くの方々に参加してもらえるよう、新聞掲載、広報、市ホームページを利用したPR活動を実施します。 子ども会主催の球技大会や、地区体育祭において多くの児童が参加できるように実施しています。	スポーツ課

45. 幼稚園における体験活動

園児の創造性を育み、地域の仲間との交流を促進するため、幼稚園の外に出て様々な体験活動を実施します。

□事業の推進に向けて

畑での野菜作り、さつまいも掘り、ザリガニ釣りなどを実施します。

学校教育課

46. 適応指導教室

心理的な理由等で登校できない児童・生徒並びにその保護者を対象として、学校教育との有機的連携の下に適正な相談及び助言並びに指導を行い、児童生徒の学校復帰を支援します。

□事業の推進に向けて

ふれあい防災センター内に適応指導教室を設置しています。指導員との面談やかかわり、また、学習支援を通して、通常の学級集団への復帰を目指した支援を行います。

学校教育課

47. 青少年家庭教育相談

いじめや不登校、虐待などを含め、様々な悩みを抱える児童及び生徒、並びにその保護者の相談を行います。

□事業の推進に向けて

相談員が学校訪問や市内巡回し、学校との連携を図り、児童及び生徒・保護者個々に対して電話・面談等を行い、不安の軽減に努めています。また、学校においてはスクールカウンセラーを配置しています。児童・生徒・保護者に対しての周知に努め、相談しやすい体制作りを行っています。

学校教育課

48. 放課後子ども教室

放課後の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）や地域の人たちの参画による放課後の子どもの居場所の充実を図ります。

内容については、学習支援、多様な体験プログラム及びスポーツ活動を行います。

□事業の推進に向けて

年々登録・参加者が増加しており、施設の有効活用に努めています。今後は、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと積極的に連携し、放課後の児童が、安心、安全に過ごすことができるよう推進します。

学校教育課

49. 食育の推進

「親子の食育教室」、「農業体験塾」、「ふれあい給食」などのイベントを通じ、食に関心を持ち、食の大切さを学び、食文化の理解を深め、自然の恵みへの感謝の心を育みます。

□事業の推進に向けて

保育園、幼稚園、小学校、中学校で食育事業を推進していきます。	産業課
学校給食で、多くの人との触れ合いの場を設定し、楽しい給食を通じて好ましい人間関係づくりや正しい食事の在り方を会得するため、今後も親子ふれあい給食、バイキング給食を実施します。	学校教育課
給食センターと連携し、栄養士による栄養指導、アレルギー対応を必要とする園児への細やかな対応を行い、食の大切さを感じ、食べることは「楽しい」を伝えることで、豊かな人間性の形成や、心身の健全育成を図り、乳幼児期から望ましい食生活の定着に努めます。	子育て支援課
家庭での食事は、その保護者の食習慣が影響します。保護者の「食」に対する関心や姿勢、子どもの年齢に応じた教育に加え、個別の支援に努めます。また、食生活改善推進員による地域食育の普及活動を支援します。	健康推進課

50. 健康教育

保護者が安心して出産・育児が行えるように、乳幼児健診等で年齢に応じた集団健康教育を行っています。その他子育て支援センター等でも実施しています。

また、学校保健や保健所等との連携により、喫煙や飲酒、薬物乱用などの防止、性教育やエイズ教育などの健康教育を充実します。

□事業の推進に向けて

子育て支援課と連携し、子育て支援センターや児童館等で講座等を行います。また、学校とも連携し、思春期教室や喫煙や飲酒対策等の教室も検討していきます。	健康推進課
---	-------

51. 思春期保健の啓発

思春期の心身の健康を図り、命の大切さを持ってもらうよう、思春期に関する相談窓口を啓発します。

□事業の推進に向けて

相談を希望する児童生徒の増加が予想され、相談の時間や場所の確保、相談体制の一層の整備が望まれているため、連携できる外部機関を選定します。	学校教育課
現在、学校主体で、助産師を講師に招き、市保健師も参加し思春期教室を実施しています。思春期に自分自身の身体の仕組み、男女交際、命の大切さ、自分自身も命をつくり出せる身体であることの認識、STD（性感染症）などについて知る機会を設けることで、望まない妊娠の防止、自殺を防ぐこと等に繋がるため、一層充実した性教育の実施が必要です。しかし、性教育に関しての考え方の違い等もあるため、子どもへの性に関する教育については検討する必要があります。	健康推進課

（3－2）子育て世代の社会参加の支援

52. 子育て世代を対象とした生涯学習講座

子育て世代を対象とした育児、教養、料理、音楽、IT、健康などの講座を開催し、市民が気軽に学習に取り組めるよう支援します。

□事業の推進に向けて

事業の周知方法については、4月と8月に発行する生涯学習ガイドと広報及びホームページのみであることから、子育て世代に開催を周知できているかが不透明なため、周知方法について検討が必要です。ニーズに応じた講座や地域の特性を生かした新規講座の開拓に取り組みます。	生涯学習課
---	-------

53. 男女共同参画社会推進のための啓発

今後も引き続き、男女共同参画講演会を開催し、男女共同参画社会の大切さを啓発します。

□事業の推進に向けて

男女共同参画社会に関する用語の認知度が低いため、今後も引き続き、男女共同参画社会に関する広報・啓発を進めていきます。	生涯学習課
--	-------

54. 雇用者への啓発

学校や保育園などの行事に参加するための休暇の取得、子育てのための労働時間の短縮や労働条件の改善など、企業への啓発を行います。

□事業の推進に向けて

世論や国の政策においても被雇用者としての助成の問題意識向上は図られています。一方、本市のように中小企業が多い地域は、雇用者側の意識付けが課題です。今後は、愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録を促します。	産業課
--	-----

55. はぐみんカード

子どもとその保護者および妊娠中の方に「はぐみんカード」を配布し、協賛店舗・施設で商品の割引やドリンクサービスなど様々な特典が受けられるよう、愛知県と協働して地域社会全体で子育て家庭を支援します。

□事業の推進に向けて

広報、市ホームページ、子育て支援アプリ「キヨスマ」等での利用者への周知や、はぐみんカードを利用できる市内の協賛店舗数の拡充に取り組みます。	子育て支援課
---	--------

56. 子どもの居場所づくり

子どもたちが地域の人とのふれあいにより、社会性や豊かな人間性を身につけ、また子育て家庭が地域で孤立することなく、支えあいの中で子育てができるように支援します。

□事業の推進に向けて

「子ども食堂」は地域において、子どもの孤立を防ぎ、子どもの居場所づくりとして期待されています。「子ども食堂」を実施している団体・組織に対して情報提供を行うとともに、積極的に連携を図るなど活動支援に努めます。	子育て支援課
---	--------

(3-3) 子育て支援サービスの充実

57. 地域に開かれた施設づくり

保育園での、園だより・クラスだより・連絡帳を通じて、保護者との連携を強化するとともに、パンフレット・広報・市ホームページなどによる施設の紹介、入所希望者に対する施設見学など、それぞれの園の様子を広く市民に紹介します。また、保育園や放課後児童クラブでの、中高生の育児体験や高齢者との世代間交流、ボランティアの受け入れなど、地域に開かれた環境づくりに取り組みます。

□事業の推進に向けて

<p>子どもの育ちにかかわる様々な機関と積極的に連携するとともに、子どもたちを保護者や地域住民とともに育てていくという視点に立ち、市の行事での清須音頭の披露や市内の特別養護老人ホームでのお年寄りとの交流などを推進します。</p>	<p>子育て支援課</p>
--	---------------

58. 病児・病後児保育

保護者が就労しているなどの状況で、乳幼児等が病気又は回復期の際に自宅での保育が困難な場合において、病院や保育園等で一時的に保育や緊急対応を行います。

□事業の推進に向けて

<p>このはなファミリークリニックの『カブルーム』にて「病児病後児保育」を、また、須ヶ口保育園にて「病後児保育」を実施しています。引き続き、子育てと就労の両立及び看護が必要な児童の健全育成に努めていきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
---	---------------

59. 保育園での一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。現在の利用状況での課題を踏まえた事業の見直しと合わせ、他園での通常の保育ニーズと供給量を考慮したうえで、今後、一時預かり事業内容を検討します。

□事業の推進に向けて

<p>一時預かりは、西枇杷島保育園、本町保育園、桃栄保育園、ネギヤ保育園の4園で実施しています。一時預かりのニーズは高く、現在は一律となっている私的や就労理由に応じた利用形態などの事業の見直しと通常の保育ニーズと供給量を考慮したうえで、一時預かり事業内容を検討します。</p>	<p>子育て支援課</p>
--	---------------

60. 通常保育の充実

保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園で保育します。

□事業の推進に向けて

保護者の多様な就労形態により保育ニーズも様々です。これまで、市では保育園等の整備や適正配置を進める一方、市内全ての保育園等で延長保育、乳児保育を実施しています。また、低年齢児の入所率が増加傾向にあるため、利用者の利便性の向上のために、より身近な保育園等における受け入れ体制の充実を図ります。

子育て支援課

61. 幼稚園での預かり保育

幼稚園において、教育時間終了後に保護者の希望に応じ、午後からの保育や夏休みなど長期休暇中の保育を実施します。

□事業の推進に向けて

預かり保育利用者は増加傾向にあるため、引き続き対応に取り組みます。

学校教育課

62. 放課後児童クラブ

家庭において保護者の仕事等で昼間留守になる小学1～6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの休業中、家庭に代わる生活の場を提供します。また、放課後の父母の役割を担う放課後児童支援員の質の向上を図ります。

□事業の推進に向けて

放課後の児童の預かりは、令和2年度には西枇杷島児童センターの定員を拡充し、令和3年度には令和4年4月の供用開始を目指し、清洲児童館の建て替えを行い、引き続き「放課後子ども教室」と連携し適切なニーズ量の確保に努めます。また、放課後児童支援員の資格取得のための研修に参加できる体制を整え、支援員の質の向上を図ります。

子育て支援課

63. 保育園・幼稚園の施設整備と統廃合・認定こども園化の検討

保育園・幼稚園の地域偏在、施設の老朽化、保育ニーズの多様化に対応するため、施設整備についての優先順位や幼稚園・保育園の統廃合、また、認定こども園化についても検討します。

□事業の推進に向けて

令和2年3月に一場保育園を廃園し、同年4月に認定こども園「ゆうあいこども園」を開設します。また、令和3年度には新たに民間認定こども園を誘致し、開設します。市では、今後も子育て支援を充実させるため、地域の保育ニーズを基に保育園・幼稚園の適正配置及び民間認定こども園などの誘致に努めるとともに、適切な環境整備に努めます。

子育て支援課

64. 児童関連施設の整備

児童が仲間づくりや遊びを通じて自主性や社会性を育むため、児童の活動拠点である児童館の充実を図るとともに、老朽化した清洲児童館の建て替えに着手します。

□事業の推進に向けて

令和元年度に西枇杷島児童センターの新築工事を行い、令和2年度から運営を開始します。

清洲児童館は昭和54年建設で、建設から40年が経過することから、令和4年4月の供用開始を目指し、建て替えに着手します。

子育て支援課

65. 保育士の研修

保育の質の向上や時代に対応できる保育を推進するため、保育士の研修や研究の充実を図ります。

□事業の推進に向けて

職員全員に研修内容を周知するため、研修参加者が報告会を開いています。学びを伝え合うという方法で、保育士の質の向上に努め、職員一人ひとりの特性を把握した研修計画を推進していきます。

子育て支援課

66. 子育て短期支援事業

保護者の疾病などにより、家庭で子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する事業を実施し、保護者の負担の軽減を図ります。

□事業の推進に向けて

市内に施設がないため、近隣の児童養護施設等で、一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）を継続して実施します。

子育て支援課

基本目標その4 様々な支援体制の構築と安心安全なまちづくり

ひとり親家庭や外国人家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりを推進し、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりに努めます。

現在、国において進めている「子ども家庭総合支援拠点」については、相談体制の強化を図るため、設置に向けて取り組んでいきます。

(4-1) 児童虐待への対応

67. 発生予防

身近な地域での子育て交流などによる親子の閉じこもり防止、育児不安に対する相談体制の充実、育児の負担が大きい多胎児やハイリスク児などに対する各種支援体制の充実により、虐待の発生予防に努めています。また、DVによる影響や、虐待の世代間連鎖も少なくないことから、妊娠届出時に全ての妊婦にアンケートを行い、早期支援に繋ぐとともに、母子保健推進員を養成し、市民協働による児童虐待予防に取り組んでいきます。

□事業の推進に向けて

子育て世代包括支援センターの開設により、妊娠前から切れ目のない支援の提供に取り組んでいます。市民が気軽に相談できるよう広報、キヨスマ等を活用し、周知活動を引き続き行います。また、生活や育児ストレス、社会的孤立など、児童虐待の危険があるハイリスク家庭については、関係機関と情報連携を密に行い、見守り・連絡・支援等を強化する必要があります。虐待はどこの家庭にも起こり得るものとして、母子保健推進員など市民と連携し地域での声かけや見守り活動を更に推進します。

健康推進課

68. 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。

□事業の推進に向けて

虐待の相談・対応件数は増加傾向にあります。複雑・多様化するケースに対し、きめ細かな対応が求められるため、必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係機関との連携を密にし、虐待ケースへの早期対応、支援に努めます。

子育て支援課

69. 地域のサポート支援の啓発

広報などで児童委員・主任児童委員の紹介を行い、市民にとって親しみやすく、相談しやすい存在となるよう支援します。

□事業の推進に向けて

子育てに対するニーズの多様化・増加に伴い、関係部署・関係機関と連携し取り組みます。	社会福祉課
児童虐待について、地域からの情報提供や相談があった場合の対応方法等について、関係部署・関係機関と連携し支援が行えるよう取り組みます。	子育て支援課

70. 早期発見・早期対応

保育園・認定こども園・児童館・子育て支援センター・幼稚園・学校等にて、虐待の疑いのある子どもを早期発見するため、登園時や保育・学校活動中などの機会に、子どもの心身の状況や家族の様子に十分注意して観察や情報収集に努めます。その他、健康診査時などの活用により、虐待などの早期発見に努めます。また、健診未受診児等への家庭訪問を通じ、育児困難家庭や虐待などの把握・早期対応を行います。

□事業の推進に向けて

<p>広報やキヨスマなどで児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく）の周知を行い、相談ができる体制づくりに努めます。</p> <p>関係機関と協力し、有事の際に円滑な対応ができるよう、日ごろからの情報交換、連携づくりに努めます。また、保育園、児童館、子育て支援センターなどにおいて子どもの安全が守られるよう支援していきます。</p> <p>虐待の疑いについて、保育園や学校など各機関からの相談・通報を受けた場合は、児童相談所と連携を図り、早期対応を行います。</p>	子育て支援課
<p>悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援に繋がります。また、転入児や乳幼児健康診未受診児等の受診勧奨や、家庭訪問を行います。子どもの状況把握や安全確認のため、他機関と連絡・連携に努めます。子育ての孤立を防ぐため、市内の子育て支援施設の紹介、「子育て世代包括支援センター」、乳幼児健康相談や家庭訪問など気軽に利用できるよう啓発します。更に、母子保健推進員にも虐待の早期発見・早期対応の視点等について伝え、地域での見守りを強化していきます。</p>	健康推進課
<p>虐待の疑いについて幼稚園又は学校から相談を受けた場合、学校教育課所管の青少年家庭教育相談員やその他関係部署と連携し、迅速に対応します。</p>	学校教育課

(4-2) 障がいのある児童の育成環境の充実

71. 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

児童福祉法、障害者総合支援法にもとづき、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、支援を提供する体制の構築を図ります。

□事業の推進に向けて

障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。	社会福祉課
--	-------

72. 障がいのある児童と保護者に対する各種相談・支援

乳幼児期の疾病や異常を早期発見するため、発達に関する相談やことばや発達の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する相談や支援を行います。

□事業の推進に向けて

子どもの成長や発達に不安や悩みをもつ保護者の相談を行うとともに、他課や関係機関との連携を図り支援していきます。	子育て支援課
障害福祉サービス・障害児通所支援利用ニーズの多様化・複雑化に対応するため、相談支援員等のスキルアップに努めます。	社会福祉課
発達障がいなど広く認知されるようになり、子どもの発達に不安をもつ保護者がいます。また、母子関係の中で遊びの経験不足から発達が阻害されている側面があることから、相談件数も増加傾向にあります。保育園などに就園後に不安を持つ保護者もいるため、他課とも連携し相談しやすい体制を整えていきます。	健康推進課

73. 母子通園施設たんぽぽ園

就学前の発達や発育に不安や心配のある子どもと保護者を対象として、親子で楽しく遊びながら言葉や身体の成長ができるように、療育指導員（保育士）による支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応できるよう臨床心理士の配置や施設の充実を図ります。

□事業の推進に向けて

身近な地域で療育が受けられる施設として、療育機能の充実を図り、より専門性の高い療育訓練・相談・支援体制の構築を目指すよう療育指導員の質の向上に努めます。	子育て支援課
--	--------

74. 保育園における障がいのある児童の受入れ体制

保育園では、集団生活の中でお子さんが自ら成長していく力を育めるように支援しています。

□事業の推進に向けて

<p>発達や発育に不安や心配がある子どもが安心して保育を受けられるよう、保育士が各種研修会に参加し、また、臨床心理士や青い鳥医療療育センター職員による巡回指導・相談支援を受け保育の質の向上や体制の整備に努めていきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
---	---------------

75. 特別支援児への教育活動

特別な支援を必要とする幼稚園、小学校・中学校の幼児・児童及び生徒の適切な教育支援を行います。

□事業の推進に向けて

<p>臨床心理士による巡回相談を実施し、発達障がい等のある幼児、児童及び生徒が安心して学校生活を送ることができるように特別支援担当教職員と連携し、適切な支援を行います。</p>	<p>学校教育課</p>
--	--------------

76. 特別児童扶養手当・障害者（児）医療費助成事業等による経済的な支援

身体又は精神に障がいを有する児童を養育している方に対して「特別児童扶養手当」を支給します。

また、障がいのために生じる特別の一助として「障害者福祉金」を支給します。

その他、心身障がい児の福祉の増進を図るため、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する「障害者(児)医療費助成事業」を実施します。

□事業の推進に向けて

<p>受給対象者へ制度の周知を図るとともに、広報等による啓発に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>適正な医療受診の推進に取り組みます。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>手帳取得者の増加・障がいの高度化により、市の単独事業である障害者福祉金の支給額は増加しており、今後も持続可能な事業としていくための方策を検討します。</p>	<p>社会福祉課</p>

77. 障害者（児）タクシー利用料等補助事業

電車・バスなどの公共交通機関を利用することが困難な重度の障がい者(児)が、通院、通学のため、タクシー又は自家用自動車を利用する場合の費用（タクシー料金助成かガソリン購入費助成の選択制）の一部を助成します。

□事業の推進に向けて

タクシー料金助成申請者の増加やガソリン単価の高騰により、助成額は増加しており、今後も持続可能な事業としていくための方策を検討します。	社会福祉課
--	-------

78. 療育サポート会議

障がいのある児童に対する一貫した療育支援を行うため、関係機関での情報交換や、困難事例に対する対応についての検討を行います。

また、障害児通所支援事業所等との連携を深め、教育・保育現場との橋渡し役となるような方策を検討します。

□事業の推進に向けて

一貫した療育支援を受けられるよう、保護者向けに作成した「サポートブック」の普及啓発に努めます。 また、関係機関向けの研修や障害児通所支援事業所見学などを行い、療育に関する知識の向上、障害児通所支援事業所を含めた連携強化を図ります。	子育て支援課
--	--------

79. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法による福祉サービス

支給決定を受けた障がいのある児童が、ホームヘルプサービス、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所などの福祉サービスを利用できます。（自己負担があります。）

□事業の推進に向けて

障がいのある児童のある児童に対する福祉サービスの利用ニーズの増大に対応できるようサービス提供体制の確保に努めます。	社会福祉課
---	-------

(4-3) 子どもを守る取組みの推進

80. 子どもの人権の尊重

市内に住む子どもが、健やかに成長できるよう、子どもの人権を尊重したまちづくりを目指します。

□事業の推進に向けて

市民のニーズの変化を的確に捉え、子どもの人権の尊重を第一に考え、子育て支援の充実に取り組みます。	子育て支援課
保育園、幼稚園、小・中学校、児童館などでの人権擁護委員による人権啓発に努めます。	社会福祉課

81. 交通安全対策

交通ルールの遵守と交通マナーなどの交通安全意識の普及と高揚を図るとともに、児童・生徒が交通事故に遭わぬよう総合的な交通安全対策を行います。

□事業の推進に向けて

小学校・中学校において、警察と連携を図り、定期的に交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めています。また、通学路においては、児童が安全に登下校できるよう地域のボランティアによる見守りの協力をお願いしています。	学校教育課
交通指導員を小学校の登下校時間帯に歩行者危険箇所へ配置し、安全な通学を確保します。また、交通安全関係機関・団体等との連携のもと、保育園、学校、地域社会など、さまざまな機会をとらえ、交通安全教室や早朝の交通安全啓発などを通じて、交通安全教育に努めます。	防災行政課
市道における児童・生徒の通学路について、歩道の整備やガードレール等の設置を行い、安全に通学ができるよう努めています。	土木課

82. 教育・保育施設における安全対策

保育園・幼稚園や学校などでは、児童や生徒を犯罪などから守るため、不審者情報の一斉メール配信や、校門の閉鎖、防犯カメラの設置、防犯ブザーの携帯など安全対策に取り組みます。また、啓発活動による市民の防犯意識の高揚、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることなどの総合的な防犯対策を行います。

□事業の推進に向けて

防犯対策として不審者対策訓練を実施します。	学校教育課
保育園では不審者対策として、警備業務を委託するとともに、防犯対策を強化するため、保育園施設に防犯カメラの設置に努めます。	子育て支援課
防犯関係機関・団体等との連携のもと、学校や地域社会など、さまざまな機会をとらえ、防犯パトロール、防犯街頭啓発、中学校における防犯教室などを実施し、防犯教育に努めます。	防災行政課

83. 教育・保育施設における防災対策

保育園・幼稚園や学校などでは、児童・生徒を災害から守るため、防災に対する訓練や対策に取り組みます。また、市民の防災意識の向上及び各防災機関の横断的な対応を強化し、災害時の被害拡大を防止します。

□事業の推進に向けて

各防災機関・団体等との連携のもと、総合防災訓練を行うことにより、市民に防災意識の向上を強化します。また、避難所に指定している保育園、小学校、中学校に防災倉庫や備蓄品等を整備していきます。	防災行政課
保育園・幼稚園や学校では定期的に火災や地震を想定して訓練を行い、意識の高揚を図るとともに、有事の際に迅速に行動できるよう努めています。また、年に1回保護者とともに引き取り訓練を行い、有事の際の引渡し方法や避難経路・広域避難所などの確認を行います。	学校教育課 子育て支援課

基本目標その5 子どもの貧困対策・ひとり親への支援

子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないようにすることが重要です。

本市ではすべての子どもが心身ともに健やかに成長し、教育機会の均等が保証され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう子どもの貧困対策を推進します。

(5-1) 生活支援の充実

84. 生活困窮者自立支援相談員による相談

複合的な課題を抱える生活に困窮している家庭の保護者に対し、自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に繋ぎ生活支援の充実を図ります。

□事業の推進に向けて

就労・自立に関する相談支援・自立に向けたプランを作成し、生活困窮している家庭の保護者の生活支援に努めます。	社会福祉課
---	-------

(5-2) ひとり親への支援

85. 母子・父子自立支援員による相談

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等就業支援センター及び公共職業安定所等との連携のもと、母子家庭などの生活の安定に向け、就業に必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を行います。

□事業の推進に向けて

<p>離婚当時の母子・父子家庭は様々な面で不安定であることから、母子・父子自立支援員による相談は大きな拠り所となっています。社会情勢が厳しく母子家庭などの保護者の就労が困難なため、自立支援プログラム策定に取組み、母子家庭等就業支援センター及び公共職業安定所等と連携し、就労に向けきめ細かい支援を行います。また、自立支援給付金を活用し、資格を取得し自立ができるように努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
---	---------------

86. ひとり親家庭等に対する経済的な支援

母子・父子家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため、「児童扶養手当（国制度）」、「愛知県遺児手当（県制度）」および「市遺児手当」を支給します。

また、母子、父子家庭の親と子の福祉の増進を図るため、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する「母子、父子家庭医療費助成事業」を継続します。

□事業の推進に向けて

<p>児童が心身ともに健やかに成長するよう母子・父子家庭に対して、国・県制度に加えて、市独自の遺児手当を支給しています。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>適正な医療受診の推進に取り組みます。</p>	<p>保健年金課</p>

87. 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦が、自立するための就学や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、また、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣や生活支援をすることで、ひとり親家庭における生活の安定を図ります。

□事業の推進に向けて

<p>利用者は減少傾向にありますが、ニーズの把握に努めるとともに、児童扶養手当現況届出時等の機会を捉え周知を行っています。また、相談等あった場合は積極的に事業についての説明を行い、利用が円滑に行えるよう努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
--	---------------

88. 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業

ひとり親家庭の母、父及び寡婦の方に対し、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸付を行います。

□事業の推進に向けて

償還能力、貸付の必要性等について適切に審査した上で貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の向上を図っていきます。	子育て支援課
---	--------

89. 母子生活支援施設への入所

DV被害や養育困難など、様々な事情により保護が必要な母子家庭、またはそれに準じる家庭の母子を母子生活支援施設に入所・保護することで、母子の自立の促進のために生活支援を行います。

□事業の推進に向けて

入所の希望があった際、適切に対応できるよう、日ごろから入所施設の状態など情報収集に努めます。また、迅速かつ安全に対応できるよう、関係機関との連携体制の強化に努めます。	子育て支援課
---	--------

(5-3) 子育て家庭への経済的支援の充実

90. 子育てに対する経済的な支援

子育てに関する経済的な負担が大きいことから、国の制度にもとづく各種手当の他、幼児教育・保育の無償化及び3歳未満児の低所得者に配慮した保育料の設定、乳幼児医療費の助成、就学援助、私立高等学校授業料補助金などによる経済的な支援を継続します。また、生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもへの学習支援、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援を実施します。

□事業の推進に向けて

保育料の設定は、幼児教育・保育の無償化など国の示す制度に基づき、適正な保育料設定を予定しています。	子育て支援課
経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、教育の機会均等の精神に基づき、義務教育の円滑な運営を図るため、学用品費等の就学援助を行います。また、私立高等学校授業料補助金交付事業については継続予定です。	学校教育課
0～18歳のいる生活保護世帯に対して、必要な保護を行うとともに、生活保護世帯、生活困窮世帯等の中学生、高校生などに対して学習支援等を実施します。	社会福祉課

第6章 計画の推進体制

■ 第6章 計画の推進体制

1 計画の周知と進行管理

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「清須市子ども・子育て審議会」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

2 推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園・認定こども園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園・認定こども園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

資料編

■ 資料編 ■

1. 清須市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、清須市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の規定に基づく児童福祉施設の管理運営に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく次世代育成支援対策行動計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、会長及び委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時の委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 子ども・子育て審議会委員一覧

区 分	属 性	氏 名
学識経験者	岡崎女子大学教授	小原 倫子
子どもの保護者	小学校保護者代表	櫻井 大介
	放課後子ども教室保護者代表	松川 育美
	児童館保護者代表	中道 博子
	保育園保護者代表	西川 亜紀
	公立幼稚園保護者代表	三輪 希巳枝
	私立幼稚園保護者代表	牛田 恵
	子育て支援センター保護者代表	木下 安紀
子育て支援に関する 団体の代表者	清須市社会福祉協議会会長	時田 榮一
	民生児童委員連絡協議会会長	村瀬 正守
	主任児童委員代表	日下部 壽子
	心身障害者福祉協会副会長	太田 良治
	子育てネットワーカー	建部 憲子
	保育サポート「えぷろん」	谷 尚子
	子育て新川サポートステーション「タイム」	原田 晴美
	子育てボランティアふぁにいマンマ	中田 繁美
	教育長職務代理者	堤 忠正
	小学校校長	伊藤 泉三
事業主の代表者	清須市商工会会長	堀田 忠彦

3. 計画策定の経緯

開催（実施）事項 期 日	内 容
令和元年度 第1回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日 令和元年5月22日（水）	（1）第2期子ども・子育て支援事業計画策定について ・アンケート調査について （2）保育所入所調整について
「清須市 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」の実施 ・実施期間 令和元年6月26日（水）～7月10日（水）	
令和元年度 第2回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日 令和元年8月8日（木）	（1）第2期子ども・子育て支援事業計画策定について ・アンケート調査結果について （2）保育所入所調整について
令和元年度 第3回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日 令和元年10月8日（火）	（1）第2期子ども・子育て支援事業計画策定について ・グループヒアリング及びワークショップの結果 について ・アンケート調査の自由意見について ・統計による清須市の現状について （2）認定こども園整備事業の公募について
令和元年度 第4回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日 令和元年12月16日（月）	（1）第2期子ども・子育て支援事業計画策定について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の素案につ いて

開催（実施）事項 期 日	内 容
清須市 第2期子ども・子育て支援事業計画案パブリックコメントの実施 ・実施期間 令和2年1月6日（月）～2月7日（金）	
令和元年度 第5回 「清須市子ども・子育て審議会」 ・開催日 令和2年2月20日（木）	（1）子育て支援事業について <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の状況及び提供体制について ・令和3年度開設幼保連携型認定子ども園設置運営事業者について ・保育所入所A I 選考システムについて ・「子ども食堂」（モデル事業）について ・放課後児童クラブの利用状況について ・西枇杷島児童センターの児童クラブ定員について ・清洲児童館の建て替えについて （2）第2期子ども・子育て支援事業計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントでのご意見 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の確認・承認

4. パブリックコメント実施結果

1. 実施期間 令和2年1月6日（月）から令和2年2月7日（金）まで
2. 提出件数 4通
 - ①提出方法 窓口提出2通、メール提出2通
 - ②提出者の居住別 西枇杷島地域1通、清洲地域2通、新川地域0通、春日地域1通
3. 意見総数 12件

意見の分類	パブリックコメントの内容	市の考え
保育園の環境	○本町保育園が湿式のトイレのように思われ、衛生面からも乾式へ改修を希望します。また、玄関マットなどの衛生面が気になります。備品やマットなどの交換などの指針を示していただき、古い所には適切な交換などを市の保育園である程度統一があるといいと思います。	○保育園施設のトイレ改修については、大規模改修時に合わせて実施の検討をしていくとともに、衛生的な乾式清掃の実施を検討していきます。備品類については、優先度の高いものから統一した耐用年数をもとに順次更新をしていきます。
公園の環境	○永安寺公園の手洗い場に水が溜まり不潔な状態です。フェンスもなく、子どもが急に飛び出したらと不安になりました。 ○廻間第二公園は遊具の老朽化が気になります。シーソーのタイヤがつぶれています。また、トイレも男性用便器が外から見え物騒な感じがあります。公園の整備も記載がありましたが、実際に安全と衛生を重視して見回りなどもして欲しいと思います。	○排水詰まりを始め、公園内の不具合など修繕すべきものについては、随時修繕していきます。 フェンスの代わりとして、生け垣を設置して、飛び出し防止を図っている公園もあります。 ○老朽化した遊具については、古いものから計画的に更新しています。 公園の見回りについては、担当部局で行い、防犯対策として地域の協力も得ながら、地域全体で健全で明るい公園となるよう努めています。
育休退園の廃止	○慣れ親しんだ保育園を退園させられることは子供の心に大きく影響します。毎日会っていた大好きな先生やお友達にいきなり会えなくなるのは可哀そうです。育休退園をするか否かは各家庭に判断をさせるべきではないでしょうか。	○3歳未満児の保育園利用については希望者が多く、就労中などの方をできるだけ多くお預かりしたいことから、産前産後期間後に育児休業を取得している方には退園をお願いしております。3歳児以上の場合は育児休業中でも利用を認めておりますのでご理解ください。

意見の分類	パブリックコメントの内容	市の考え
保育士の研修	<p>○第5章 具体的な施策の展開 65. で「保育士の研修や研究の充実を図ります」の中に、民間の保育士は含まれていないのでしょうか。子どもたちは公立・民間の保育園児どちらもみな清須の子ども達です。中には、公立に入れず、紹介され民間に入園している子どもも多くいます。どこの保育園でも保育の質は同じように守る必要があるのではないのでしょうか。ぜひ公立以外の保育園保育者にも研修を同じように受けさせてください。</p>	<p>○保育士の研修については、市で計画する研修のなかで民間施設の保育士も参加が可能な研修の情報提供を行っており、これ以外の研修の情報提供ができるよう努めていきます。</p>
保育園について	<p>○ゆめのもりこども園のように、それぞれの園でも見学会を行ってほしいです。きらきら広場の前後で見学会を行うとよいのではないかと思います。</p> <p>計画案第5章の33に書かれている園のプレ体験会はとてもいいと思いますが、保育園の受け入れ人数が少なすぎて、特に低年齢の子どもは、園を選べる立場にないことが残念です。わが子は、1歳児で西枇杷島地区の保育園を希望していましたが、入れず、清洲地区の保育園に通う予定です。支援センターでママ友に話を聞くと、どこにも入れなかったという人もいました。再就職したいが、子どもを預けなくては働けないし、働いていないと預けられないという、切ない事情があるそうです。求職中の人の点数でも、市内のどこかの保育園には入れるくらいの数の保育園、こども園を開園してほしいです。そのうえで、それぞれ園が特色を出して、家庭の希望に沿った園に入園できるのが望ましいと思います。</p> <p>育休による、途中退園をなくしてほしいです。途中退園するかもしれないと思うと、仕事への復帰、次の子を授かろうという思いが挫かれるように思います。</p>	<p>○公立保育園の見学については、毎月実施している園庭開放、きらきら広場でお願ひしております。その際に園長などお声掛けいただければご質問もお受けします。</p> <p>○保育園の低年齢児の受け入れ人数については、これまで公立保育園の私立認定こども園化や小規模保育の開設、令和3年度には新たに私立認定子ども園の開設を予定しており、地域の保育ニーズに対応できるよう受け入れ人数を増やしていきます。希望の園への調整ができない場合がありますが、転園の対応で最終的には希望の園のご利用ができるよう努めております。</p> <p>○3歳未満児の保育園利用については希望者が多く、就労中などの方をできるだけ多くお預かりしたいことから、産前産後期間後に育児休業を取得している方には退園をお願いしております。3歳児以上の場合は育児休業中でも利用を認めておりますのでご理解ください。</p>

意見の分類	パブリックコメントの内容	市の考え
<p>保育園での障がい児の受け入れに態勢について</p>	<p>○第5章 具体的な施策の展開 73. で「保育所では、集団生活の中でお子さんが自ら成長していく力を育めるように支援しています」という文を読み、納得し安心できました。しかし事業の推進施策は研修と巡回指導、相談支援のみです。一番大事な「加配の保育士をつけ安心して集団の中で成長していく力を育む」が抜けているのではないのでしょうか。今年度 1年間障がいのある子を受け入れ保育してきたなかで、発達のめざましさを経験し、感動しました。これも加配の保育者を入れ保育できたという点が大きいです。近隣の自治体では加配保育士をつけ障がい児保育を実施している所も多いようです。ぜひ清須市でも実施してください。</p>	<p>○公立保育園での障がい児については、クラス保育での集団生活の中で支援が必要な場面で担任以外の補助保育士が支援をしており、加配による障がい児の受け入れは難しい状況です。児童の障がいの状態によって、母子通園施設や受け入れが可能な民間の保育・教育施設との連携をとり、障がいをもつ児童への保育が実施できるよう努めてまいります。</p>
<p>グループヒアリングとワークショップについて</p>	<p>○グループヒアリングで対象となっている子育て支援団体・組織は、1つも知りませんでした。また、ネットで検索をしても、よくわかりませんでした。実際には、どこかの場面でお世話になっている団体もあるかもしれないのですが、どうい人達から意見を聞いたのだろうと不思議に思いました。</p> <p>グループヒアリングで対象となっている子育て支援団体・組織の活動について、もっと知りたいと思いました。</p> <p>ワークショップの開催について、支援センターでポスターを見たような気がします。(記憶があいまいなので、違ったら申し訳ないです。) 予約などは必要なかったように思うので、当日、子どもの調子が良ければ参加したいと考えていましたが、あいにく、子どもが熱を出してしまい参加できませんでした。</p> <p>ワークショップは、もっとたくさんのママ・パパが参加するとよいと思うのですが、場所が総合福祉センター、名称も『ワークショップ』。参加するには少し、敷居が高いと感じます。場所を各支援センターにし、回数も1支援センターあたり2回ほどにすれば、より多くの子育て世代からの生の声が聴けるのではないかと思います。</p>	<p>○グループヒアリングにご参加いただいたのは、地域で様々な子育て支援を行っていただいている団体であり、今後、活動の内容がわかるように周知に努めてまいります。</p> <p>○ワークショップの開催について、今回は清洲総合福祉センターで1回実施をいたしました。今後は、いただいたご意見を参考に、より多くの方が気軽に参加いただけるように場所や方法等検討してまいります。</p>

意見の分類	パブリックコメントの内容	市の考え
キヨスマについて	<p>○計画案に、毎月の広報とは別に、子育て世代にむけた別の広報誌を…という文章を見ました。こういった考えには賛成です。しかし、紙媒体では、紙、印刷、配布と様々なコストがかかるように感じます。また、現在の広報のように、見る人は見るけど見ない人は見ないという状況は変わらないと思います。なので、紙媒体ではなく、キヨスマを活用してほしいと思いました。</p> <p>私は、妊娠中にキヨスマをダウンロードし出産後に何度か使いましたが、使い勝手が悪く、アンインストールしてしまいました。最近の状況は詳しく知りませんが、もっと使いやすいアプリにしてほしいです。</p> <p>私自身、清須市の子育て世代向けのサービスや情報を集めるのに苦労しています。市が提供する公的な子育て世代向けの情報（乳幼児相談会など、広報にのっているようなもの）と、それ以外の団体などが提供するもの（例えば、アルコ清洲のはぐくみやすくすく、ベビースイミング、総合福祉センターで行われているリトミック教室のカノンなど）を幅広く、キヨスマで見られたら便利だと思いました。</p> <p>キヨスマの利便性の向上を目的としたアンケートやワークショップを開催したり、育児中のママ・パパの中で、アプリを開発に明るい人の力を借りたりして、ぜひ、使う人の立場に立った改良がされるといいと思います。</p>	<p>○キヨスマの利便性向上について、アプリ利用者及び保育園利用者に向けてアンケートを行い、その結果を踏まえて、ワークショップの開催を検討しながら、実現可能な機能改善に取り組んでまいります。</p> <p>○市の他部署との連携を図り、より多角的で有益な情報発信に努めます。また、本市では「孫育て」の重要性にも注目しており、スマートフォン等のICT機器が苦手な世代に向けた情報発信手段として、引き続き紙媒体での情報発信も継続してまいります。</p>
西枇杷島子育て支援センターについて	<p>○西枇杷島の子育て支援センターに駐車場がなく、不便に感じています。すぐ近くの水の交流ステーションの駐車場を共同利用できたらいいと思います。</p>	<p>○水の交流ステーション西にある駐車場は、水の交流ステーション、西部浄化センター緑地、テニスやフットサルの利用者の駐車場となっており、利用者も多く、乗り合わせて来ていただいている状況です。申し訳ございませんが、子育て支援センターの利用の方についてはご遠慮いただいております。</p>

意見の分類	パブリックコメントの内容	市の考え
子育て支援センターについて	<p>○土日も利用できると思います。春日の子育て支援センターのリサイクルに何度か参加しました。とても良い取り組みと思うので、是非、ほかの支援センターでも取り入れてほしいです。</p> <p>初めて利用したときには、駐車場がどこにあるのか、保育園の敷地内に勝手に入っているのか、センターは保育園の中のどこにあるのかと迷い、また、どんな雰囲気なのだろうかと緊張しました。アプリのキヨスマや、冊子のキヨスマ、子育てガイドなどで、もっと、温かみのある紹介をするとよいと思います。 (保育園の中で、子育て支援センターまでの順路を示す具体的な地図や案内の写真の添付あり)</p>	<p>○土曜日につきましては、市内の児童館・児童センターが開館しており、子育て支援センターと同様に、乳幼児もご利用いただくことができます。</p> <p>○子育て支援センターの土日の利用につきましては、他市町村の運営状況等を見ながら、どのように運営されているかを調査・研究してまいります。</p> <p>○リサイクル事業につきましては、保育園の遊戯室等を利用しており、他の支援センターでは遊戯室等の部屋を確保することが困難であることから、事業スペースの確保も含めた検討が必要です。</p> <p>○駐車場や子育て支援センターの雰囲気などの紹介は、いただいたご意見を参考にして、わかりやすい・温かみのある内容を掲載できるよう努めてまいります。</p>
病児・病後児保育について	<p>○預けられる施設と人数が少なすぎると思います。それぞれの地区に2つほどの施設があると思います。</p>	<p>○現在、清須市では病児・病後児保育を医療機関への委託により1か所、病後児保育を公立保育園内に直営で1か所実施しております。</p> <p>病児保育所については、運営する医療機関などとの調整を要することや保育士の確保が難しくなっていることから直ちに増設や受入れ人数の増員などの対応は困難な状況であることから、ご意見を今後の参考とさせていただきます。</p>

意見の分類	パブリックコメントの内容	市の考え
<p>妊娠期のサポートについて</p>	<p>○産後の乳幼児訪問で様々な資料をもらいましたが、産後のバタバタとした時期にじっくり読むことは難しく、また、新生児の不安な時期に清須市の様々なサポート（乳幼児相談会や、母乳相談、子育てコンシェルジュ）があることを知っていたらよかったですと思いました。実際、言葉としては知っていたかもしれませんが、どういったものなのかを理解できていませんでした。なので、母子手帳を渡すタイミングとは別の産前に、パパママ教室などで、そういった情報を教えてあげられるとよいと思います。また、パパママ教室は、平日開催や開催頻度が少ないので、参加できない人も多いと思います。私自身、産休に入ってから、時間がたくさんあった上に、いよいよ出産となり、不安に思うことも多かったもので、役場などで、パパママ教室よりも頻度を多くしてママ教室を開いたり、キヨスマで沐浴などの動画なども見られるようにしたりするとよいと思います。</p> <p>子育て支援センターは妊婦も利用していることになっていますが、子連れ以外の妊婦を見たことがありません。私は今では、子育て支援センターをたくさん利用していますが、最初は行くのに勇気が必要でした。なかなか第一歩が踏み出せず、1歳を過ぎてから利用を始めたというママ友もいて、もったいないと思いました。なので、パパママ教室の開催場所を支援センターにしたり、妊娠期にも参加できる講座を開いたりするといいと思います。（例えば、マタニティでも参加できるヨガ、手縫いのスタイ作りやマタニティマークのロゼッタ作り、抱っこ紐の使い方や使い比べなど。）また、こういった講座の講師は、支援センターを利用しているママやパパにお願いしても面白いと思います。私は手芸が得意なので、自分の子どもを支援センターの先生たちにも目を配ってもらいながら、妊娠中のプレママと一緒にスタイを作ったり、先輩ママとしての経験を話せたりしたら、社会の役に立っている感じがしてすごくうれしい気持ちになると思います。また、妊娠中に支援センターを利用したことがあれば、駐車場の場所や、部屋への入り方もわかるので、子どもが生まれてからもすぐに利用できるのではないかと思います。</p>	<p>○現在、子育て世代包括支援センターの役割を含む各種事業についての周知・啓発は母子健康手帳交付時のほか、パパママ教室や子育て世代や祖父母世代等の集まる機会を通じて実施しています。</p> <p>○市で実施するパパママ教室は、参加者の交流会や妊娠・出産の講義を、3回コースを1クールとして、平日、土曜日に開催しています。教室開催日にご都合のわるい方については、事前にご連絡をいただいた上で、子育て世代包括支援センターで対応をしています。</p> <p>今後、更に皆さまのご意見を参考にし、充実した母子保健事業となるよう努めてまいります。</p> <p>○生涯学習課で行っている「清須市生涯学習人材バンク」は、専門知識や技能を持っている人材を発掘し、ご登録いただき、講師や指導者を探している団体等に紹介をするものです。</p> <p>このような「清須市生涯学習人材バンク」などの活用も踏まえ、現場保育士と協議を行い、妊娠期にも参加できる子育て講座の開催を検討してまいります。</p>

5. 用語解説

あ行

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、2歳）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

イクメンキューレーター

地域のイクメン養成のけん引役であり、地域の父親たちをつなげ、育児参加を促す企画や取り組みをする方。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる。

NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization）

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第1条）することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人（NPO法人）の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている。

こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

延長保育事業

通常の保育時間の前後に、延長して保育を行う事業。子ども・子育て支援新制度では「時間外保育事業」と呼ばれている。

か行

かかりつけ医

家族全員に対し、その病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談などを行える医師。

教育・保育施設

認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所。

キヨスマ

「笑顔の輪をつないでいく」をコンセプトに、清須市の子育て環境全体の向上を目指し、必要な基礎情報の提供は冊子で、リアルタイムな最新情報の提供はアプリ及び Web サイトで提供する情報発信業務の総称。

コーホート変化率法

コーホート（同年または同期間に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

子育てサークル

子どもの育児をしている親同士が楽しく子育てができるように、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成されたグループ。

子育て支援センター

子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行う。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する各種相談、支援プランの策定、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整等を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援などを行う機関。

子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行う機関。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成。

さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

事業所内保育施設

保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満6歳～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

主任児童委員

民生委員・児童委員の一部（全国で約 2 万 1 千人）は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されている。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、平成 6 年 1 月に制度化され、それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。

小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、施設で数日預かる。子ども・子育て支援新制度では「子育て短期支援事業」と呼ばれている。

自立相談支援事業

現に経済的に困窮し、生活や仕事などの悩みでお困りの方に対し、相談者と相談支援員が自立への目標と一緒に取り組む事業。

生活困窮者自立支援相談

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している方に包括的な支援を行う制度。

食育

平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

総合計画

自治体の全ての計画の基本となる最上位計画。おおむね 10 年間の地域づくりの方針を示す「基本構想」を受けて、5 年程度の行政計画を示す「基本計画」、3 年間程度の具体的施策を示す「実施計画」の 3 つを合わせて総合計画という。地域の将来像やなすべき施策や体制、プログラム等が記述されており、現行の計画は平成 29 年度から令和 6 年度までの計画。

た行

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

な行

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定。

ニーズ

必要。要求。需要。

は行

パブリックコメント

市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民だれもが意見を述べることができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続。

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

保育園などへの送迎や一時的な預かりなど、育児の援助を受けたい「依頼会員」に対し、地域で育児の援助を行いたい「提供会員」を紹介し、相互援助で子育てを支援する。

ファミリー・フレンドリー・企業

労働者の仕事と家庭の両立に十分配慮し、多様でかつ柔軟な働き方の選択を可能とすることを経営の基本にしている企業。

放課後子ども教室

小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取組。緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。

ま行

民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

第2期 清須市子ども・子育て支援事業計画

清須市 健康福祉部 子育て支援課

〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 TEL：052-400-2911 FAX：052-400-2963